

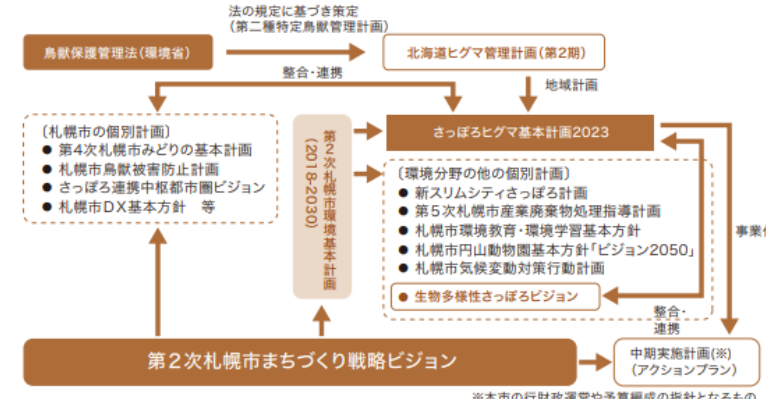
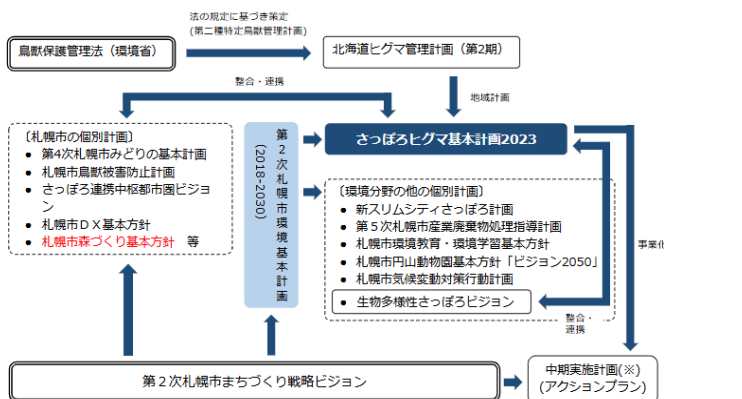
さっぽろヒグマ基本計画2023（令和8年改定）（新旧対照表）

現 行	改正案	備考
<p>はじめに （略）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の背景 （1）～（3）（略）</p> <p>2 さっぽろヒグマ基本計画 （1）旧計画の策定まで （略）</p> <p>（2）旧計画策定後の動き 旧計画を策定し、侵入抑制策などの対策を進めてきましたが、その後も人を見ても逃げない個体や農作物への被害を引き起こす個体など、問題行動を起こすヒグマはたびたび出没し続けています（図5）。 例えば、2019年（令和元年）には南区簾舞・藤野地区、2020年（令和2年）には同区中ノ沢・南沢地区においてヒグマが連日出没し、最終的にそれぞれ捕獲（駆除）に至る事案が発生しています。 また2019年（令和元年）には、野幌森林公園の周辺（江別市、北広島市）に繰り返し出没していた個体と同一と思われるヒグマが厚別区内に出没するなど、旧計画の対象区以外でもヒグマの出没が見られるようになりました。</p>	<p>はじめに （現行のとおり）</p> <p>目次 （現行のとおり）</p> <p>第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の背景 （1）～（3）（現行のとおり）</p> <p>2 さっぽろヒグマ基本計画 （1）旧計画の策定まで （現行のとおり）</p> <p>（2）旧計画策定後の動き 旧計画を策定し、侵入抑制策などの対策を進めてきましたが、その後も人を見ても逃げない個体や農作物への被害を引き起こす個体など、問題行動を起こすヒグマはたびたび出没し続けています（図5）。 例えば、2019年（令和元年）には南区簾舞・藤野地区、2020年（令和2年）には同区中ノ沢・南沢地区においてヒグマが連日出没し、最終的にそれぞれ捕獲（駆除）に至る事案が発生しています。 また2019年（令和元年）には、野幌森林公園の周辺（江別市、北広島市）に繰り返し出没していた個体と同一と思われるヒグマが厚別区内に出没するなど、旧計画の対象区以外でもヒグマの出没が見られるようになりました。</p>	

現 行	改正案	備考
<p>そして、2021年（令和3年）5月末には、同じく旧計画の対象ではない北区の茨戸川緑地付近でヒグマが目撃され、同年6月18日には、同一個体と思われるヒグマが東区の市街地にまで侵入して市民4人を負傷させるという事案が発生しました（9ページ「コラム」）。</p> <p>2022年（令和4年）には、住宅地から数百メートルしか離れていない西区三角山でヒグマが冬眠していることが確認されたほか、豊平区の札幌ドーム敷地内でもヒグマが目撃されています。</p> <p>市街地におけるヒグマの出没や人身事故の発生は、札幌市だけでなく全道的にも問題となってきています。</p> <p>2022年（令和4年）3月に策定された「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」（以下「道管理計画」）では、<u>ヒグマの個体数調整の必要性やあり方、残雪期の狩猟期間の見直しなど、問題行動を起こすヒグマの発生を抑制するための方策を具体的に検討してい</u></p>	<p>そして、2021年（令和3年）5月末には、同じく旧計画の対象ではない北区の茨戸川緑地付近でヒグマが目撃され、同年6月18日には、同一個体と思われるヒグマが東区の市街地にまで侵入して市民4人を負傷させるという事案が発生しました（〇ページ「コラム」）。</p> <p>2022年（令和4年）には、住宅地から数百メートルしか離れていない西区三角山でヒグマが冬眠していることが確認されたほか、豊平区の<u>大和ハウスプレミストドーム（旧：札幌ドーム）</u>敷地内でもヒグマが目撃されています。</p> <p><u>本計画策定後の2023年（令和5年）以降も、南区北ノ沢・中ノ沢地区や西区西野地区、同じく西区山の手・福井・小別沢地区及びその周辺にそれぞれ親子のヒグマの出没事案が発生し、計画の方針に沿って対応に当たってきました。しかし、2025年（令和7年）、秋の山の実なりが凶作だったことをきっかけに、市内各地の市街地・農地でヒグマの出没が多発しました。さらに、同年9月26日には、西区平和地区の平和丘陵公園にて、市民が負傷する人身事故も発生し、西区には道内2例目となるヒグマ警報が発出されました。結果として、同年には札幌市で過去最多の19頭のヒグマを捕獲しています。</u></p> <p>市街地におけるクマの出没や人身事故の発生は、札幌市だけでなく全道的、<u>全国的</u>にも問題となってきています。</p> <p><u>北海道では、2022年（令和4年）3月に策定された「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」（以下「道管理計画」）について、あつれきの低減と地域個体群の保全を図ることを目的に、計画期間内である2024年（令和6年）12月に一部改定され、ゾーニング管理の</u></p>	

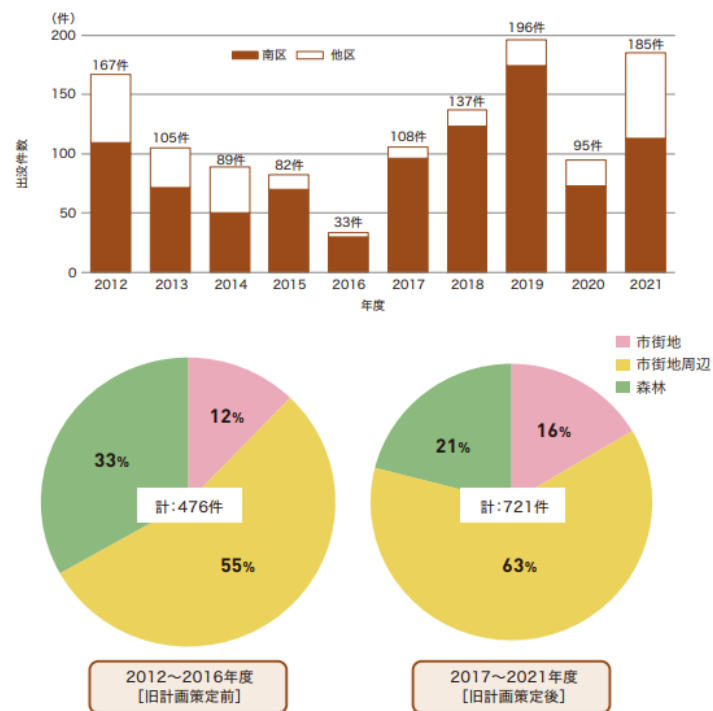
現 行	改正案	備考
<p><u>くことが示されています。また、緊急時にヒグマ注意報等を発令することのほか、市街地出没時など緊急対応を行う際の判断基準の設定も新たに示されました。</u></p>	<p><u>推進や捕獲目標を設定した個体数管理の実施、調査研究やモニタリングの拡充、ヒグマ管理に係る専門人材の育成・確保などが新たに盛り込まれました。さらには、2026年（令和8年）1月には、ヒグマ注意報等の発出基準が見直され、市街地出没時など緊急対応を行う際の判断がより早い段階で行われることとなり、対応が強化されています。</u></p> <p><u>一方、2023年（令和5年）及び2025年（令和7年）に東北地方を中心としてクマ類の大量出没が発生したことなどを受け、国では、2024年（令和6年）4月、鳥獣保護管理法施行規則の一部が改正され、ヒグマを含むクマ類（四国の個体群を除く）が、希少鳥獣以外で、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、「指定管理鳥獣」に追加されました。続いて、2025年（令和7年）4月には、鳥獣保護管理法の一部が改正され、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする「緊急銃猟」制度が導入されています。札幌市でも同年10月、西区西野において道内初となる緊急銃猟を実施しました。</u></p> <p><u>さらに、2026年（令和8年）3月には、「クマ被害対策ロードマップ」が取りまとめられ、2030年度末までの地域別の捕獲目標数やクマ捕獲作業に従事する自治体職員数、箱わななどの資機材に関する目標を設定するとともに、2025年（令和7年）11月に策定された「クマ被害対策パッケージ」を盛り込んだ施策を着実に、かつ、段階的に実行することが示されました。</u></p>	

現 行	改正案	備考
<p>(3) 本計画策定の趣旨 旧計画の策定から6年が経過し、札幌市内のヒグマを巡る状況も大きく変化してきました。これを受け、現状の課題に対応していくとともに、市民の安全・安心の確保とヒグマとの共生に向けた施策をさらに推し進めていくため、旧計画を大きく見直し、「さっぽろヒグマ基本計画2023」（以下「本計画」）として新たに策定し直すこととしました。</p> <p>コラム 東区市街地への出沒（2021年（令和3年）6月） （略）</p> <p><u>コラム</u> <u>（新規）</u></p>	<p>(3) 本計画策定の趣旨 旧計画の策定から6年が経過し、札幌市内のヒグマを巡る状況も大きく変化してきたことから、旧計画を大きく見直し、「さっぽろヒグマ基本計画2023」（以下「本計画」）として2023年（令和5年）3月に策定したところですが、本計画策定後も、ヒグマの出沒は続き、2025年（令和7年）には先に述べたように、市内での出沒多発が発生しています。</p> <p><u>ヒグマ出沒の問題が深刻化するなかで、市民の安全・安心の確保のためには、より踏み込んだ施策を進めていく必要があります。このことから、国や道の対策強化の動きを踏まえながら、計画期間中ではありますが、計画の内容を一部改定することとしました。</u></p> <p>コラム 東区市街地への出沒（2021年（令和3年）6月） （現行のとおり）</p> <p><u>コラム</u> <u>緊急銃猟の実施（2025年（令和7年）10月）</u> <u>2025年（令和7年）10月、札幌市西区西野の市街地や公園付近において、連日のようにヒグマが出沒しました。山林と隣接する西野西公園（西区西野9条）付近の緑地帯にヒグマが居座ったことを受け、札幌市は人の生命や身体への危害を未然に防ぐため、同年10月24日、「緊急銃猟」に踏み切りました。この事案では、警察や行政による周辺道路の通行規制や住民への避難誘導が行われるなど、地域に大きな影響を及ぼしました。</u> <u>この一連の事案は、道内で初めて、発砲を伴う「緊</u></p>	

現 行	改正案	備考
<p>3 計画の位置づけと対象 (1) 位置づけ (略)</p>  <p>図7 本計画の位置づけ</p>	<p><u>急銃猟」が市街地で実際に適用された事例として注目を集めました。住民の安全を確保しつつ事態を解決できた一方で、現場における迅速なエリア封鎖や緊急時の情報発信のあり方など、今後の対策に向けた実践的な課題も浮き彫りになりました。</u></p> <p><u>市街地での緊急銃猟を安全かつ確実に実施するためには、札幌市、北海道、警察、そして現場で捕獲対応を担う北海道猟友会札幌支部など、関係機関の緊密な連携が何よりも不可欠です。いざという時に迅速かつ的確な対応をとれるよう、今後も平時から関係機関と実地訓練を重ね、万全の体制を整えておくことが求められます。</u></p> <p>3 計画の位置づけと対象 (1) 位置づけ (現行のとおり)</p>  <p>図7 本計画の位置づけ</p>	<p>備考</p> <p>個別計画に「札幌市森づくり基本方針」を追加</p>

現 行	改正案	備考
<p>(2) 計画の対象期間 (略)</p> <p>第2章 ヒグマに関する現状と課題 1 札幌市内のヒグマ出没状況 (1) 出没件数の推移 札幌市に寄せられるヒグマ出没情報の件数は、特定の個体が出没を繰り返すことなどで変動はあるものの、旧計画策定後の2017年度（平成29年度）以降はおおむね年間100～200件で推移しています（図8）。</p> <p>出没場所を区別で見ると、最も面積が広く、かつ広大な森林を有する南区の出没が多数を占めています。このほか、中央区や西区など、南区以外での出没が目立つ年もあります。また、過去10年分の出没場所を「市街地」「市街地周辺」「森林」に分類してその内訳をみると、旧計画策定前の5年間に比べ、旧計画策定後は「市街地」及び「市街地周辺」での出没割合が増加傾向にあります（図8）。</p>	<p>(2) 計画の対象期間 (現行のとおり)</p> <p>第2章 ヒグマに関する現状と課題 1 札幌市内のヒグマ出没状況 (1) 出没件数の推移 札幌市に寄せられるヒグマ出没情報の件数は、特定の個体が出没を繰り返すことなどで変動はあるものの、旧計画策定後の2017年度（平成29年度）以降はおおむね年間100～200件で推移していました（図8）。<u>しかし、2023年度（令和5年度）には、南区や西区などで複数の問題個体が発生し227件の出没件数となったほか、2025年度（令和7年度）には、秋に市内各地で出没が多発し過去最多の363件となりました。</u></p> <p>出没場所を区別で見ると、最も面積が広く、かつ広大な森林を有する南区の出没が多数を占めています。このほか、中央区や西区など、南区以外での出没が目立つ年もあります。また、<u>2012年度以降の出没場所を「市街地ゾーン」、「市街地周辺ゾーン」、「都市近郊林ゾーン」、「森林ゾーン」（ゾーンの定義については第4章に記載）に分類してその内訳をみると、旧計画策定前と比べ人の生活圏及びその周辺（「市街地ゾーン」、「市街地周辺ゾーン」及び「都市近郊林ゾーン」）での出没割合が増加傾向にあります（図8）。</u></p>	

現 行



図表説明

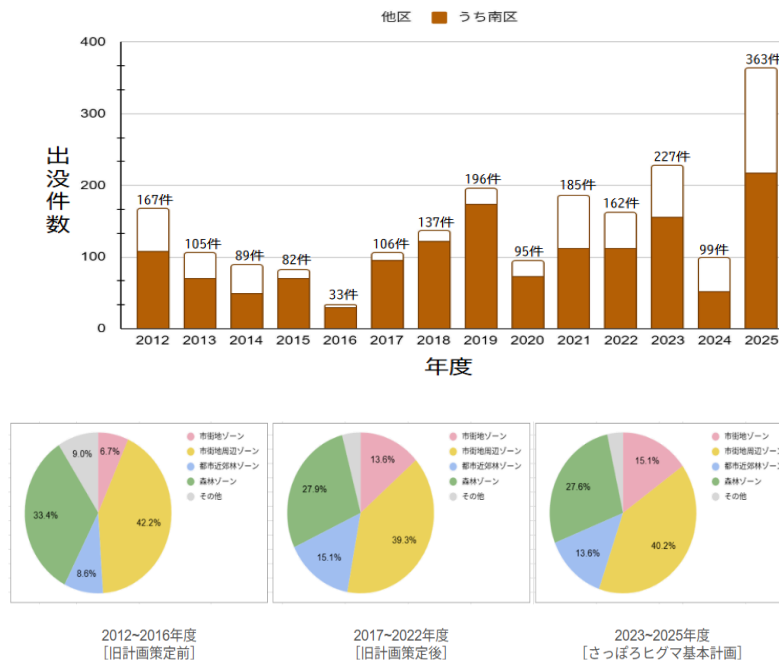
・ 図8 過去10年分の出没件数（上）と出没地点別の割合（下）（棒グラフと円グラフで、2012年度から2021年度の推移と、旧計画策定前後の出没場所割合の変化を示している）

コラム

ヒグマの大きさ、ライフサイクルと食性
（略）

(2) DNA分析結果からみるヒグマの生息状況と出没傾向
（略）

改正案



図表説明

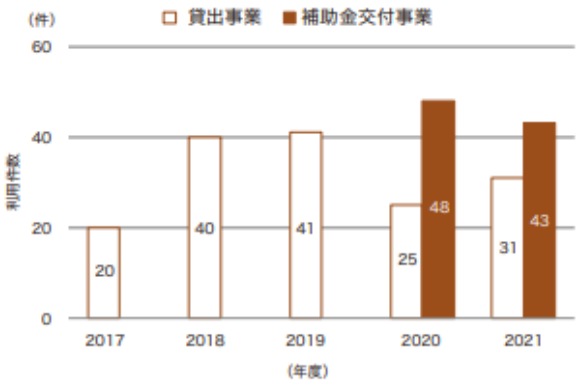
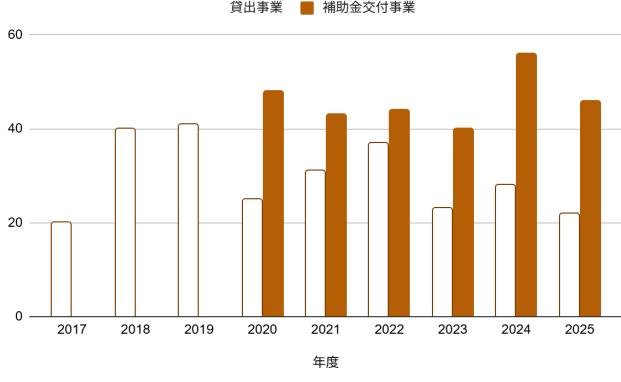
・ 図8 過去の出没件数（上）と出没地点別の割合（下）（棒グラフと円グラフで、2012年度から2025年度の推移と、旧計画策定前後の出没場所割合の変化を示している）

コラム

ヒグマの大きさ、ライフサイクルと食性
（現行のとおり）

(2) DNA分析結果からみるヒグマの生息状況と出没傾向
（現行のとおり）

備考

現 行	改正案	備考
<p>【出沒事例1及び2】 (略)</p> <p>2 これまでの主な取組 (1) 家庭菜園用電気柵の普及（貸出、購入補助） (略)</p>  <p>脚注・図表説明 ・ 図13 電気柵設置の様子（左）と貸出・補助金交付状況（右）（写真と棒グラフ）</p> <p>(2) 河川敷の草刈り活動 (略)</p>	<p>【出沒事例1及び2】 (現行のとおり)</p> <p>2 これまでの主な取組 (1) 家庭菜園用電気柵の普及（貸出、購入補助） (現行のとおり)</p>  <p>脚注・図表説明 ・ 図13 電気柵設置の様子（左）と貸出・補助金交付状況（右）（写真と棒グラフ）</p> <p>(2) 河川敷の草刈り活動 (現行のとおり)</p>	

現 行

改正案

備考



脚注・図表説明

・ 図15 草刈り及び放棄果樹伐採活動の実施地点（地図）

脚注・図表説明

・ 図15 草刈り及び放棄果樹伐採活動の実施地点（地図）

(3) 放棄果樹伐採活動

市街地周辺にある農家では高齢化、跡継ぎ不在などの問題で、離農や規模縮小を余儀なくされ、その結果として、果樹が管理されずに放置されてしまうことがあります。このような果樹は「放棄果樹」となり、ヒグマにとって絶好の餌となります（図17）。もし、ヒグマが放棄果樹を食べてその味を覚えてしまうと、他の果樹を求めて市街地等へ出没する要因になってしまうことがあります。このため、放棄果樹は、基本的には土地所有者の手で伐採される

(3) 放棄果樹伐採活動

農家では高齢化、跡継ぎ不在などの問題で、離農や規模縮小を余儀なくされ、その結果として、果樹が管理されずに放置されてしまうことがあります。このような果樹は「放棄果樹」となり、ヒグマにとって絶好の餌となります（図17）。もし、ヒグマが放棄果樹を食べてその味を覚えてしまうと、他の果樹を求めて市街地等へ出没する要因になってしまうことがあります。このため、放棄果樹は、基本的には土地所有者の手で伐採されることが望ましいの

現 行	改正案	備考
<p>ことが望ましいのですが、労力的に難しい場合も多く課題となっていました。</p> <p>そこで札幌市では、2020年度（令和2年度）から、土地所有者の了解を得た上で、環境NP0等の協力を得ながら、ボランティアの方々と放棄果樹の伐採を行う活動を始めました。</p> <p>これまでに4地区9箇所⁹で放棄果樹を伐採しており、伐採を行った場所では、その後ヒグマによる被害は報告されておりません（図15）。</p> <p>(4) ごみの管理 (略)</p> <p>(5) ヒグマ講座その他普及啓発</p> <p>ヒグマによる被害を防止するためには、市民一人ひとりに、ヒグマについて正しく理解していただく必要があります。このため札幌市では、ヒグマ講座を積極的に行っています。小中学生や高校生を対象にしたヒグマ講座では、ヒグマの毛皮や頭骨などの標本を用いながら、主にヒグマの生態のほか山でヒグマに出遭わないための方法について紹介しています。また、企業や町内会等を対象にした講座では、ヒグマの生態等に加えて札幌市のヒグマ出没状況なども紹介しています（図18）。</p> <p>この他、2022年（令和4年）2月には、有識者や市立札幌藻岩高等学校の生徒（18ページ参照）を講師に迎え、ヒグマに関する幅広い情報を紹介する「さっぽろヒグマフォーラム2022」をオンラインで開催しました。さらに同年6月には、イオンモール札幌発寒で「札幌市ヒグマパネル展2022」を開催し、ヒグマ対策にあまり関心がない方や、関心はあ</p>	<p>ですが、労力的に難しい場合も多く課題となっていました。</p> <p>そこで札幌市では、2020年度（令和2年度）から、土地所有者の了解を得た上で、環境NP0等の協力を得ながら、ボランティアの方々と放棄果樹の伐採を行う活動を始めました。</p> <p>これまでに5地区10箇所¹⁰で放棄果樹を伐採しており、伐採を行った場所では、その後ヒグマによる被害は報告されておりません（図15）。</p> <p>(4) ごみの管理 (現行のとおり)</p> <p>(5) ヒグマ講座その他普及啓発</p> <p>ヒグマによる被害を防止するためには、市民一人ひとりに、ヒグマについて正しく理解していただく必要があります。このため札幌市では、ヒグマ講座を積極的に行っています。小中学生や高校生を対象にしたヒグマ講座では、ヒグマの毛皮や頭骨などの標本を用いながら、主にヒグマの生態のほか山でヒグマに出遭わないための方法について紹介しています。また、企業や町内会等を対象にした講座では、ヒグマの生態等に加えて札幌市のヒグマ出没状況なども紹介しています（図18）。</p> <p>この他、2022年（令和4年）2月には、有識者や市立札幌藻岩高等学校の生徒（〇ページ参照）を講師に迎え、ヒグマに関する幅広い情報を紹介する「さっぽろヒグマフォーラム2022」をオンラインで開催しました。さらに同年6月には、イオンモール札幌発寒で「札幌市ヒグマパネル展2022」を開催し、<u>以降も例年同時期に開催を続けています。この</u></p>	

現 行	改正案	備考
<p>るがこれまで知る機会がなかった方なども含む多くの市民に参加していただけるよう、様々な形での普及啓発に努めています。</p> <p>図表説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図18 ヒグマ講座の様子（左：学校でのヒグマ講座、右：痕跡の見つけ方など野外での講座）（写真） <p>(6) 取組による成果 (略)</p> <p>3 市民のヒグマに対する意識 (略)</p> <p>4 札幌市が抱えるヒグマ対策の課題 課題1 市街地周辺での侵入抑制対策 ア 誘引物の管理等予防的対策の徹底 (略)</p> <p>イ ヒグマの侵入経路での対策の徹底 札幌市の特徴（4ページ）を踏まえると、ヒグマの侵入経路を特定して対策を行うことは容易なことではありません。しかし、過去にヒグマが出没したところのある場所や、森林からつながる河川やその周辺の緑地については、ヒグマが侵入する可能性が高いと考えられるため、見通しをよくするための草刈りや自動撮影カメラによる監視など、できる限りの対策を講じて侵入を抑制していくことが必要となりま</p>	<p><u>ように</u>、ヒグマ対策にあまり関心がない方や、関心はあるがこれまで知る機会がなかった方なども含む多くの市民に参加していただけるよう、様々な形での普及啓発に努めています。</p> <p>図表説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図18 ヒグマ講座の様子（左：学校でのヒグマ講座、右：痕跡の見つけ方など野外での講座）（写真） <p>(6) 取組による成果 (現行のとおり)</p> <p>3 市民のヒグマに対する意識 (現行のとおり)</p> <p>4 札幌市が抱えるヒグマ対策の課題 課題1 市街地周辺での侵入抑制対策 ア 誘引物の管理等予防的対策の徹底 (現行のとおり)</p> <p>イ ヒグマの侵入経路での対策の徹底 札幌市の特徴（〇ページ）を踏まえると、ヒグマの侵入経路を特定して対策を行うことは容易なことではありません。しかし、過去にヒグマが出没したところのある場所や、森林からつながる河川やその周辺の緑地については、ヒグマが侵入する可能性が高いと考えられるため、見通しをよくするための草刈りや自動撮影カメラによる監視など、できる限りの対策を講じて侵入を抑制していくことが必要となり</p>	

現 行	改正案	備考
<p>す。</p> <p>課題2 ヒグマ出没時の対応</p> <p>ア 出没したヒグマへの迅速かつ的確な対応</p> <p>出没したヒグマについては、その個体の様子や出没した状況に応じて対策を講じる必要があります。人を見ても逃げない個体や農作物への被害を引き起こした個体など、人に危害を加えるおそれがあると判断される場合はもちろんですが、それ以外でも市街地に出没したヒグマについては、市民の安全を確保するために、捕獲を含めた対応をとることができる仕組みを平時から整えておくことが課題となっています。</p> <p>イ 市街地出没時のヒグマへの対応</p> <p>ひとたびヒグマが市街地に出没してしまうと、そのヒグマへの対応は非常に難しくなります。これは夜間や、民家などの建物が立ち並ぶ場所では、基本的に鳥獣保護管理法による銃の使用が認められておらず、ヒグマを捕獲することが困難となるためです。また、市街地では、市民の安全を確保した上で、森林などにヒグマを追い払う対応も考えられますが、これも意図したとおりにヒグマが動くとは限らないなど、技術的に非常に難しいといわれています。</p>	<p>ます。</p> <p><u>一方で、札幌市の市街地近郊に位置する森林は民有地である場合が多く、また、森林からつながる河川でヒグマの対策が必要な場所は、国や北海道が管理していることが多いため、民間企業や国及び北海道との連携を図りながら対策を進めていく必要があります。</u></p> <p>課題2 ヒグマ出没時の対応</p> <p>ア 出没したヒグマへの迅速かつ的確な対応</p> <p>出没したヒグマについては、その個体の様子や出没した状況に応じて対策を講じる必要があります。人を見ても逃げない個体や農作物への被害を引き起こした個体など、人に危害を加えるおそれがあると判断される場合はもちろんですが、それ以外でも市街地を<u>はじめ人の生活圏</u>に出没したヒグマについては、市民の安全を確保するために、捕獲を含めた対応をとることができる仕組みを平時から整えておくことが課題となっています。</p> <p>イ 市街地出没時のヒグマへの対応</p> <p>ひとたびヒグマが市街地に出没してしまうと、そのヒグマへの対応は非常に難しくなります。これは夜間や、民家などの建物が立ち並ぶ場所では、後述の緊急銃猟制度が適用できる場合を除いて、基本的に鳥獣保護管理法による銃の使用が認められておらず、ヒグマを捕獲することが困難となるためです。また、市街地では、市民の安全を確保した上で、森林などにヒグマを追い払う対応も考えられますが、これも意図したとおりにヒグマが動くとは限らない</p>	

現 行	改正案	備考
<p>す。</p> <p>このため、ヒグマの効果的な追い払い手法等も含め、夜間に出没、又はヒグマが市街地に出没した場合の取るべき対応について、あらかじめ関係者の間で協議し、しっかりと想定しておくことが課題となっています。</p> <p>ウ ヒグマ捕獲技術の伝承</p> <p>クマを捕獲する技術や経験を有するハンター（以下「捕獲技術者」）は、全国的に高齢化が進み、その数が減少していることが問題となっています。札幌市においても例外ではなく、将来的な捕獲技術者の不足が懸念されています。</p> <p>この先、ヒグマ対策を推進していくことで問題行動を起こすヒグマをできる限り少なくすることを目指しますが、ヒグマの捕獲が全くなくなることは想定し難く、捕獲技術者の存在は今後も必要になると考えます。このため、ヒグマの捕獲技術を伝承していくための育成・研修の場を充実させていくことが課題となっています。</p>	<p>など、技術的に非常に難しいといわれています。</p> <p>このため、ヒグマの効果的な追い払い手法等も含め、夜間に出没、又はヒグマが市街地に出没した場合の取るべき対応について、あらかじめ関係者の間で協議し、しっかりと想定しておくことが課題となっています。<u>特に2025年（令和7年）から始まった緊急銃猟制度については、国が示すガイドラインに基づいて市が行うべき事柄を整理し、警察や北海道猟友会札幌支部等との連携を日ごろから図っておく必要があります。</u></p> <p>ウ ヒグマ捕獲技術の伝承</p> <p>クマを捕獲する技術や経験を有するハンター（以下「捕獲技術者」）は、全国的に高齢化が進み、その数が減少していることが問題となっています。<u>札幌市においては、北海道猟友会札幌支部の協力を得て十分な体制が確立できていますが、将来的な視点でみると、しっかりと捕獲技術者を確保していく必要があります。</u></p> <p>この先、ヒグマ対策を推進していくことで問題行動を起こすヒグマをできる限り少なくすることを目指しますが、ヒグマの捕獲が全くなくなることは想定し難く、捕獲技術者の存在は今後も必要になると考えます。このため、ヒグマの捕獲技術を伝承していくための育成・研修の場を充実させていくことが課題となっています。<u>また、市役所内に、いわゆるガバメントハンター（捕獲する技術や経験を有するだけでなく、ヒグマ対策をコーディネートできる人材）を配置し、現行の捕獲体制を強固にする必要性についても議論していく必要があります。</u></p>	

現 行	改正案	備考
<p>エ 市民への情報提供 ヒグマの出没に伴う人身事故等を防止するためには、市民が適切な行動をとれるよう、迅速かつ的確な情報提供が不可欠です。特に、今まさにヒグマが市街地に出没している場合などの緊急時には、警察等関係機関とも協力して、あらゆる手段での広報や注意喚起が求められます。また、市民だけでなく観光客など旅行者に対しても、情報発信している媒体や情報を確認する方法を平時から周知しておくことも課題となっています。</p> <p>課題3 ア ヒグマのことを知り、自ら対策を行う機運の醸成(略)</p> <p>課題4 ア 札幌市と近隣自治体との情報共有、対策の連携(略)</p>	<p>エ 市民への情報提供 ヒグマの出没に伴う人身事故等を防止するためには、市民が適切な行動をとれるよう、迅速かつ的確な情報提供が不可欠です。特に、今まさにヒグマが市街地に出没している場合などの緊急時には、警察等関係機関とも協力して、様々な手段での広報や注意喚起が求められます。また、市民だけでなく観光客など旅行者に対しても、情報発信している媒体や情報を確認する方法を平時から周知しておくことも課題となっています。</p> <p>課題3 ア ヒグマのことを知り、自ら対策を行う機運の醸成(現行のとおり)</p> <p>課題4 ア 札幌市と近隣自治体との情報共有、対策の連携(現行のとおり)</p>	

現 行	改正案	備考
<p>第3章 計画の目指す姿（ビジョン） （略）</p> <p>《札幌市が目指すヒグマ対策》 （略）</p> <p>第4章 ゾーニング管理 1 ゾーニング管理とは</p> <p>「ゾーニング管理」において、ヒグマの生息域である森林では、ヒグマの生息と繁殖を担保しますが、市街地など人の生活圏では、ヒグマの侵入や定着は許容しないということが基本的な考え方になります。このため、ヒグマの生息域と人の生活圏の間に緩衝帯を整備し、ヒグマを人の生活圏に侵入させないような対策を行う必要があります。また、対策を講じてもなお、ヒグマが人の生活圏に侵入してしまった場合には、捕獲を含めた対応を検討する必要があります。</p> <p>このように、ヒグマに対する考え方とヒグマへの対応は場所ごとに異なります。そこで、本計画では、札幌市をいくつかの地域（ゾーン）に分けることで、各ゾーンに応じたヒグマ対策を実施していくこととします。</p> <p>2 これまでのゾーニング管理と課題</p> <p>旧計画では、市域を「市街地ゾーン」「市街地周辺ゾーン」「森林ゾーン」の3つに区分し、いわゆる緩衝帯の役割を担う「市街地周辺ゾーン」において、ヒグマの侵入抑制策を重点的に行う施策を進めてきました（図26）。</p>	<p>第3章 計画の目指す姿（ビジョン） （現行のとおり）</p> <p>《札幌市が目指すヒグマ対策》 （現行のとおり）</p> <p>第4章 ゾーニング管理 1 ゾーニング管理とは</p> <p>「ゾーニング管理」において、ヒグマの生息域である森林では、ヒグマの生息と繁殖を担保しますが、市街地など人の生活圏では、ヒグマの侵入や定着は許容しないということが基本的な考え方になります。このため、ヒグマの生息域と人の生活圏の間に緩衝帯を整備し、そこに侵入し定着するような個体については捕獲圧をかけるなど、ヒグマを人の生活圏に侵入させないような対策を行う必要があります。また、対策を講じてもなお、ヒグマが人の生活圏に侵入してしまった場合には、捕獲を前提とした対応を検討する必要があります。</p> <p>このように、ヒグマに対する考え方とヒグマへの対応は場所ごとに異なります。そこで、本計画では、札幌市をいくつかの地域（ゾーン）に分けることで、各ゾーンに応じたヒグマ対策を実施していくこととします。</p> <p>2 これまでのゾーニング管理と課題</p> <p>旧計画では、市域を「市街地ゾーン」「市街地周辺ゾーン」「森林ゾーン」の3つに区分し、いわゆる緩衝帯の役割を担う「市街地周辺ゾーン」において、ヒグマの侵入抑制策を重点的に行う施策を進めてきました（図26）。</p>	

現 行	改正案	備考
<p>本計画では対象範囲を6区から全市に拡大しており、新たな区域での対策を考える上でも、ゾーニングの概念を全市に適用できる形に刷新する必要があります。</p> <p>さらに旧計画策定以降、市街地でのヒグマ出没が相次いで発生していることから、より踏み込んだ施策も求められています。第1章で述べたとおり、森林と市街地が広範囲で接している特徴をもつ札幌市において（5ページ）、ヒグマの市街地侵入を防ぐためには、「市街地周辺ゾーン」だけではなく、市街地に近い森林にも、緩衝帯としての役割を持たせるような対策が必要です。</p> <p>そこで、本計画では、これらの課題を反映した新たなゾーニングを設定し、人とヒグマの「すみ分け」のため、より効果的なヒグマ対策を推進していきます。</p> <p>図表説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図26 旧計画のゾーニングイメージ（イラスト） </p>	<p>本計画では対象範囲を6区から全市に拡大しており、新たな区域での対策を考える上でも、ゾーニングの概念を全市に適用できる形に刷新する必要があります。</p> <p>さらに旧計画策定以降も、市街地でのヒグマ出没が相次いで発生していることから、より踏み込んだ施策も求められています。第1章で述べたとおり、森林と市街地が広範囲で接している特徴をもつ札幌市において（5ページ）、ヒグマの市街地侵入を防ぐためには、「市街地周辺ゾーン」だけではなく、市街地に近い森林にも、緩衝帯としての役割を持たせるような対策が必要です。</p> <p><u>また、2024年（令和6年）12月に改定された「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」に基づき、翌2025年（令和7年）3月に策定された「北海道ヒグマゾーニング管理ガイドライン」において、本計画の「市街地周辺ゾーン」にあたる「防除地域」の周辺も緩衝帯の機能を持たせるようなゾーン設定の考え方が示されました。さらに、2026年（令和8年）4月に改定された、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）」においては、昨今の全国的なクマ類の出没及び人身事故等の増加に鑑み、「防除地域」の考えが見直され、市街地と同等の区分けとする考え方が示されました。</u></p> <p>そこで、本計画では、これらの課題や国・北海道の方針を踏まえた新たなゾーニングを設定し、人とヒグマの「すみ分け」のため、より効果的なヒグマ対策を推進していきます。</p> <p>図表説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図26 旧計画のゾーニングイメージ（イラスト） </p>	

現 行	改正案	備考
<p>3 新たなゾーニングの設定 本計画では、人とヒグマの「すみ分け」を押し進めていくため「<u>市街地ゾーン</u>」と「<u>森林ゾーン</u>」の間に、<u>緩衝帯の役割を果たすゾーンとして新たに「都市近郊林ゾーン」を設定します。</u></p> <p>また、ヒグマの生息域である森林が存在しない区については、区全域を住宅や商業施設などが集まる市街地部分を指す「市街地ゾーン」に含めて「ヒグマの侵入・定着を許容しない地域」とします。</p> <p><u>なお</u>、本計画では全市的なゾーニングの図（図28）は示しますが、それぞれの地域における詳細なゾーニングについては、地域の実情や土地利用状況などを考慮しなければならないため、地域でのヒグマ出没状況や、地域住民との協議などを通じて決定、運用していくものとしします。</p> <p>図表説明 ・ 図27 都市近郊林ゾーンに位置する自然歩道¹⁵（手稲北尾根ルート）（写真）</p>	<p>3 新たなゾーニングの設定 本計画では、人とヒグマの「すみ分け」を押し進めていくため、「<u>ヒグマの侵入・定着を許容しない地域</u>」である「<u>市街地ゾーン</u>」に加え、これまで「<u>市街地周辺ゾーン</u>」であった、農地等が位置する地域については、「<u>ヒグマの侵入・定着を許容しない地域であるとともに、積極的に防除対策を進めるべき地域</u>」として対応を強化し、「<u>準市街地ゾーン</u>」に改めます。さらに、これまで「<u>市街地ゾーン</u>」と「<u>森林ゾーン</u>」の間に設定していた「<u>都市近郊林ゾーン</u>」を「<u>準市街地ゾーン</u>」との間にも設けることで、すべての「<u>市街地ゾーン</u>」と「<u>準市街地ゾーン</u>」において緩衝帯の役割を果たすゾーンを拡充するほか、<u>DNA分析の結果を踏まえて、出没を繰り返す個体や定着しているメスの個体を優先して捕獲し、低密度化を図ります。</u>なお、ヒグマの生息域である森林が存在しない区については、区全域を住宅や商業施設などが集まる市街地部分を指す「市街地ゾーン」に含めて「ヒグマの侵入・定着を許容しない地域」とします。</p> <p>本計画では全市的なゾーニングの図（図28）は示しますが、それぞれの地域における詳細なゾーニングについては、地域の実情や土地利用状況などを考慮しなければならないため、地域でのヒグマ出没状況や、地域住民との協議などを通じて決定、運用していくものとしします。</p> <p>図表説明 ・ 図27 都市近郊林ゾーンに位置する自然歩道¹⁵（手稲北尾根ルート）（写真）</p>	

現 行	改正案	備考
<p>市街地ゾーン 人間の安全を最優先とし、ヒグマの侵入・定着を許容しない地域</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人の生活圏であり、人の安全を最優先する地域 ・ヒグマの侵入も定着も許容しない ・ヒグマは基本的に排除する <p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や住宅街 ・森林がない区（北区・東区等）の全域 ・市街地を流れる河川や緑地部分 <p>対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没した場合には捕獲を基本とした対応 ・ヒグマを寄せ付けない対策（ごみの管理） ・ヒグマの侵入を防ぐ対策（草刈りなど） <p>市街地周辺ゾーン <u>ヒグマの侵入を抑制し、定着を防止する地域</u></p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地など人が活動している地域又は居住している地域 ・<u>森林ゾーンと接しているためヒグマの侵入はあり</u> 	<p>市街地ゾーン 人間の安全を最優先とし、ヒグマの侵入・定着を許容しない地域</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人の生活圏であり、人の安全を最優先する地域 ・ヒグマの侵入も定着も許容しない ・<u>(削除)</u> <p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や住宅街 ・森林がない区（北区・東区等）の全域 ・市街地を流れる河川や緑地部分 <p>対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没した場合には<u>緊急銃猟等による</u>捕獲を基本とした対応 ・ヒグマを寄せ付けない対策（ごみの管理） ・ヒグマの侵入を防ぐ対策（草刈りなど） <p>準市街地ゾーン <u>防除対策を図りつつ、ヒグマの侵入・定着を許容しない地域</u></p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地など人が活動している地域又は居住している地域 ・<u>防除対策を図り、ヒグマの侵入も定着も許容しな</u> 	

現 行	改正案	備考
<p><u>得ることができるだけ抑制し、定着は防止する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>森林ゾーンとの境界部分では緩衝帯を整備するなど防除を徹底する</u> <p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地、一部の公園、集落(※)など <p><u>※人が生活するエリアでのヒグマ対応は「市街地ゾーン」に準ずる。</u></p> <p>対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマを寄せ付けない対策（畑等への電気柵の設置、放棄果樹伐採など） ・<u>市街地ゾーンへのヒグマの侵入を防ぐ対策</u>（草刈りなど） ・有害性が認められるヒグマについては捕獲対応 <p>都市近郊林ゾーン ヒグマの<u>定着を抑制する</u>地域</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然歩道などが整備され比較的人の利用が多い地域 ・市街地ゾーンへの侵入を防ぐ緩衝帯としてヒグマの侵入はある程度許容するが、定着は抑制する <p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地ゾーンに接している森林地域（※） 	<p><u>い</u> <u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に比べ、農作物などヒグマの誘引物となり得るものが多いため、それら管理を特に徹底する。 <p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地、一部の公園、集落など (削除) <p>対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>出沒した場合には緊急銃猟や箱わな設置等による捕獲を基本とした対応</u> ・ヒグマを寄せ付けない対策（畑等への電気柵の設置、放棄果樹伐採など） ・ヒグマの侵入を防ぐ対策（草刈りなど） <p>都市近郊林ゾーン ヒグマの<u>侵入を抑制し、定着は防止する</u>地域</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然歩道などが整備され比較的人の利用が多い地域 ・市街地ゾーン<u>及び準市街地ゾーン</u>への侵入を防ぐ緩衝帯としてヒグマの侵入<u>を抑制し</u>、定着は<u>防止</u>する <p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地ゾーン<u>及び準市街地ゾーン</u>に接している森林地域（※） 	

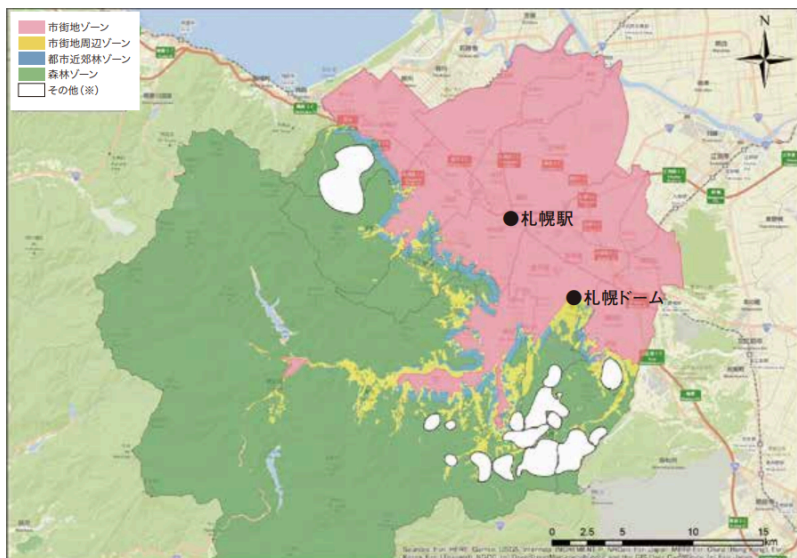
現 行	改正案	備考
<p>※森林地域：本計画においては以下のように定義する。林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または、同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域。</p> <p>対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマにとって居心地の悪い環境をつくる対策（草刈り、捕獲技術者による見回りなど） ・市街地ゾーンへのヒグマの侵入を防ぐ対策（草刈りなど） ・有害性が認められるヒグマについては捕獲対応 <p>森林ゾーン</p> <p>ヒグマの生息を担保する地域（ヒグマの生息域）</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマが定着し生活している地域 ・ヒグマの健全な個体数を維持していくべき場所 <p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊林ゾーンより奥の森林 <p>対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山者などへの注意喚起 ・ヒグマを街に寄せ付けない対策（ごみの管理など） ・人に積極的に危害を加えるなど特に有害性が高いヒグマについては対応することもある 	<p>※森林地域：本計画においては以下のように定義する。林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または、同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域。</p> <p>対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマにとって居心地の悪い環境をつくる対策（<u>計画的な捕獲等によるヒグマの低密度化</u>、草刈り、捕獲技術者による見回りなど） ・市街地ゾーン・<u>準市街地ゾーン</u>へのヒグマの侵入を防ぐ対策（草刈りなど） ・有害性が認められるヒグマについては捕獲対応 <p>森林ゾーン</p> <p>ヒグマの生息を担保する地域（ヒグマの生息域）</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマが生息し繁殖している地域 ・ヒグマの健全な個体数を維持していくべき場所 <p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊林ゾーンより奥の森林 <p>対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山者などへの注意喚起 ・ヒグマを街に寄せ付けない対策（ごみの管理など） ・人に積極的に危害を加えるなど特に有害性が高いヒグマについては対応することもある 	

現行

改正案

備考

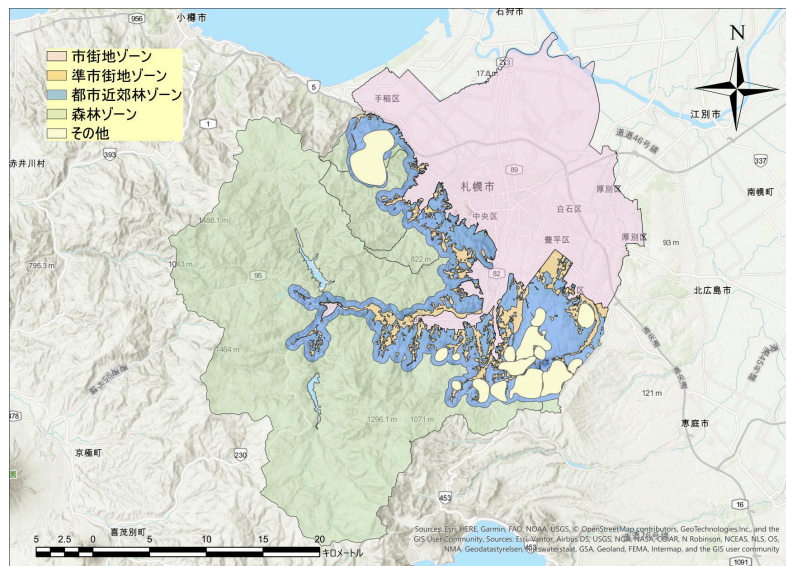
図表説明



・ 図28 ゾーニング図(地図) (凡例：市街地ゾーン、市街地周辺ゾーン、都市近郊林ゾーン、森林ゾーン、その他)

※その他 主に森林ゾーンの中にある公園やゴルフ場などの施設を指す。札幌市が設定するゾーニングの考えによらず、基本的には土地所有者でヒグマ対策を実施すべき場所である。ただし、出没したヒグマへの対応や具体的な方策については、札幌市と土地所有者で協議の上で進めていくこととする。



図表説明



・ 図28 ゾーニング図(地図) (凡例：市街地ゾーン、準市街地ゾーン、都市近郊林ゾーン、森林ゾーン、その他)

※その他 主に森林ゾーンの中にある公園やゴルフ場などの施設を指す。札幌市が設定するゾーニングの考えによらず、施設の利用形態により、基本的には土地所有者でヒグマ対策を実施すべき場所である。ただし、出没したヒグマへの対応や具体的な方策については、札幌市と土地所有者で協議の上で進めていくこととする。

現 行	改正案	備考
<p data-bbox="125 164 607 240">第5章 基本目標と施策の方向性 (略)</p> <p data-bbox="125 288 896 365">【基本目標1】人の生活圏へのヒグマ侵入抑制策を推進します</p> <p data-bbox="154 371 896 572">人とヒグマのあつれきを軽減するためには、人の生活圏である「市街地ゾーン」と「<u>市街地周辺ゾーン</u>」へヒグマを極力出没させないことが重要になります。このために必要なのは、ヒグマを寄せ付ける要因を作らないことです。</p> <p data-bbox="154 579 896 948">一方で、生物多様性の保全を進めていくためには、森林や河川などで多様な生物が生息・生育できる環境を維持していくことが大切です。公園や緑地、河川を移動経路として利用する野生動物のことを考えると、自然環境の連続性を保っていく必要がありますが、それは同時に市街地へのヒグマの侵入経路を確保することにもなります。このため、経路となり得る場所は特に重点的に管理されなければなりません。</p> <p data-bbox="154 954 896 1115">これらを踏まえ「市街地ゾーン」「<u>市街地周辺ゾーン</u>」及び「都市近郊林ゾーン」においてヒグマを寄せ付けない対策、すなわち「侵入抑制策」を進めるために、次の3つの施策の方向性を定めます。</p> <p data-bbox="125 1206 607 1241">侵入抑制策に関する施策の方向性</p> <p data-bbox="125 1248 636 1283">①ヒグマの誘引物対策を強化します</p> <p data-bbox="174 1289 896 1450">(ア) ヒグマの誘引物となり得る農作物、家庭菜園の作物について、時期を迎えたものは早めに収穫する、電気柵で囲うなど効果的な対策を普及させていきます。</p>	<p data-bbox="947 164 1429 240">第5章 基本目標と施策の方向性 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="947 288 1718 365">【基本目標1】人の生活圏へのヒグマ侵入抑制策を推進します</p> <p data-bbox="976 371 1718 572">人とヒグマのあつれきを軽減するためには、人の生活圏である「市街地ゾーン」と「<u>準市街地ゾーン</u>」へヒグマを出没させないことが重要になります。このために必要なのは、ヒグマを寄せ付ける要因を作らないことです。</p> <p data-bbox="976 579 1718 948">一方で、生物多様性の保全を進めていくためには、森林や河川などで多様な生物が生息・生育できる環境を維持していくことが大切です。公園や緑地、河川を移動経路として利用する野生動物のことを考えると、自然環境の連続性を保っていく必要がありますが、それは同時に市街地へのヒグマの侵入経路を確保することにもなります。このため、経路となり得る場所は特に重点的に管理されなければなりません。</p> <p data-bbox="976 954 1718 1115">これらを踏まえ「市街地ゾーン」「<u>準市街地ゾーン</u>」及び「都市近郊林ゾーン」においてヒグマを寄せ付けない対策、すなわち「侵入抑制策」を進めるために、次の3つの施策の方向性を定めます。</p> <p data-bbox="947 1206 1429 1241">侵入抑制策に関する施策の方向性</p> <p data-bbox="947 1248 1458 1283">①ヒグマの誘引物対策を強化します</p> <p data-bbox="999 1289 1718 1450">(ア) ヒグマの誘引物となり得る農作物、家庭菜園の作物について、時期を迎えたものは早めに収穫する、電気柵で囲うなど効果的な対策を普及させていきます。<u>また、森林に接する市街地又は郊外</u></p>	

現 行	改正案	備考
<p>(イ) 農業廃棄物や肥料、家庭ごみ、堆肥化された野菜くず、ペットフードなどがヒグマを誘引する可能性があり、<u>対策する必要があることを周知するとともに、郊外の公園などでは、ヒグマが容易に開けられない構造になっているヒグマ対策用のごみ保管箱等の設置促進を検討します</u>（図29）。</p> <p>図表説明 図29 施設利用者向けのヒグマ対策用ごみ保管箱（定山溪自然の村提供）（写真）</p> 	<p><u>に位置する市有施設は、ヒグマに侵入される可能性があり、ひとたび侵入されると、地域住民はもちろんのこと、施設を閉鎖するなどして利用する市民に大きな影響を及ぼす場合があります。このため、過去の周辺での出没状況や、閉鎖することで影響が特に大きいと思われる施設などを中心に、侵入防止のための措置等を検討し、誘引物対策の拡充を図ります。</u></p> <p>(イ) 農業廃棄物や肥料、家庭ごみ、堆肥化された野菜くず、ペットフードなどはヒグマを誘引する可能性があり<u>ます。このため、対策の必要性について周知するとともに、郊外の公園などでは、ヒグマが容易に開けられない構造になっているヒグマ対策用のごみ保管箱等の設置促進を検討します</u>（図29）。</p> <p>図表説明 図29 施設利用者向けのヒグマ対策用ごみ保管箱（旭山記念公園）（写真）</p> 	

現 行	改正案	備考												
<p>想定している取組・スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="136 207 918 547"> <thead> <tr> <th>具体的内容・取組例</th> <th>想定スケジュール 2023 → 2027(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 電気柵等誘引物対策の普及 ● 電気柵普及事業(貸出・購入補助) ● 電気柵設置講習会</td> <td>継続・充実化 試行 → 定期的実施に向けた検討</td> </tr> <tr> <td>(イ) 誘引物管理の周知と促進 ● 広報等による周知 ● ヒグマ対策用ごみ保管箱等の設置促進</td> <td>継続 情報収集、関係機関との調整・検討</td> </tr> </tbody> </table>	具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)	(ア) 電気柵等誘引物対策の普及 ● 電気柵普及事業(貸出・購入補助) ● 電気柵設置講習会	継続・充実化 試行 → 定期的実施に向けた検討	(イ) 誘引物管理の周知と促進 ● 広報等による周知 ● ヒグマ対策用ごみ保管箱等の設置促進	継続 情報収集、関係機関との調整・検討	<p>想定している取組・スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="958 207 1736 587"> <thead> <tr> <th>具体的内容・取組例</th> <th>想定スケジュール 2023 → 2027(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 電気柵等誘引物対策の普及・拡充 ● 電気柵普及事業(貸出・購入補助) ● 電気柵設置講習会 ● 学校施設を含む市有施設への電気柵の設置</td> <td>継続・充実化 試行 → 定期的実施に向けた検討 実施に向けた調整・検討</td> </tr> <tr> <td>(イ) 誘引物管理の周知と促進 ● 広報等による周知 ● ヒグマ対策用ごみ保管箱等の設置促進</td> <td>継続 情報収集、関係機関との調整・検討</td> </tr> </tbody> </table>	具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)	(ア) 電気柵等誘引物対策の普及・拡充 ● 電気柵普及事業(貸出・購入補助) ● 電気柵設置講習会 ● 学校施設を含む市有施設への電気柵の設置	継続・充実化 試行 → 定期的実施に向けた検討 実施に向けた調整・検討	(イ) 誘引物管理の周知と促進 ● 広報等による周知 ● ヒグマ対策用ごみ保管箱等の設置促進	継続 情報収集、関係機関との調整・検討	
具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)													
(ア) 電気柵等誘引物対策の普及 ● 電気柵普及事業(貸出・購入補助) ● 電気柵設置講習会	継続・充実化 試行 → 定期的実施に向けた検討													
(イ) 誘引物管理の周知と促進 ● 広報等による周知 ● ヒグマ対策用ごみ保管箱等の設置促進	継続 情報収集、関係機関との調整・検討													
具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)													
(ア) 電気柵等誘引物対策の普及・拡充 ● 電気柵普及事業(貸出・購入補助) ● 電気柵設置講習会 ● 学校施設を含む市有施設への電気柵の設置	継続・充実化 試行 → 定期的実施に向けた検討 実施に向けた調整・検討													
(イ) 誘引物管理の周知と促進 ● 広報等による周知 ● ヒグマ対策用ごみ保管箱等の設置促進	継続 情報収集、関係機関との調整・検討													
<p>②ヒグマの通り道となり得る緑地の管理を拡充します (ウ) 河川敷や緑地の見通し確保のために行う草刈り活動(図30)や誘引物対策としてのごみ拾い活動等について、これまでの取組を継続して地域住民や学生などと協働で実施していくとともに、実施地域の拡大を図ります。また、積極的な参加の呼び掛けなど、草刈り活動等に参加しやすい仕組みを整えることで、より多くの市民がヒグマ対策に参加できる機会の確保に努めます。</p> <p>(工) ~ (オ) (略)</p> <p>③ICT等の技術を活用したヒグマ対策を推進します (力) ~ (キ) (略)</p>	<p>②ヒグマの通り道となり得る緑地の管理を拡充します (ウ) 河川敷や緑地の見通し確保のために行う草刈り活動(図30)や、誘引物対策としてのごみ拾い活動等について、<u>生物多様性を損なうことがないよう配慮したうえで、ヒグマの出没状況等に応じて実施箇所を選定し、</u>これまでの取組を継続して地域住民や学生などと協働で実施し、実施地域の拡大を図ります。また、積極的な参加の呼び掛けなど、草刈り活動等に参加しやすい仕組みを整えることで、より多くの市民がヒグマ対策に参加できる機会の確保に努めます。</p> <p>(工) ~ (オ) (現行のとおり)</p> <p>③ICT等の技術を活用したヒグマ対策を推進します (力) ~ (キ) (現行のとおり)</p>													

現 行	改正案	備考
<p>(ク) 「<u>市街地周辺ゾーン</u>」や「都市近郊林ゾーン」で、捕獲技術者やベアドッグ¹⁷等による定期的な見回りや痕跡探索等、ヒグマの定着防止を目的とした取組を検討します。</p> <p>(新規)</p>	<p>(ク) 「<u>準市街地ゾーン</u>」や「都市近郊林ゾーン」で、捕獲技術者やベアドッグ¹⁷等による定期的な見回りや痕跡探索等、ヒグマの定着防止を目的とした取組を検討します。</p> <p><u>④市街地近郊等でのヒグマの低密度化を推進します</u></p> <p><u>(ケ) 一般的にメスのヒグマはオスに比べ狭い範囲を生活圏とし、出産・子育てをします。これまでの市街地出没の傾向として、若い個体や親子グマなどが多く見られることから、市街地と接している「都市近郊林ゾーン」やヒグマ対策重点エリアに定着しているメスの個体を中心に、問題行動を起こす前に、箱わなを用いるなどして捕獲を計画的に実施します。</u></p> <p><u>(コ) 冬眠明けの時期に実施する「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」¹⁸事業により、市街地近郊等に定着するヒグマに対し、捕獲及び警戒心を植え付けることにより、市街地への出没抑制を目指します。また、同事業では、捕獲技術者の人材育成も推進し、将来的な捕獲体制の確保も図ります。</u></p> <p><u>※人里出没抑制等のための春期管理捕獲</u> <u>警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況を踏まえ、人里周辺に生息・繁殖するヒグマの低密度化及び人への警戒心の植え付けにより、ヒグマの人里への出没抑制を図るとともに、ヒグマ出没時に出勤する熟練した捕獲者の減少・高齢化に対処するための人材育成を目的とした、北海道が</u></p>	

現 行

改正案

備考

進める事業

(想定している取組・スケジュール)

具体的内容・取組例	想定スケジュール	
	2023	→ 2027(年度)
(ケ)低密度化に向けた計画的な捕獲 ●都市近郊林ゾーン等における計画的な捕獲事業		実施に向けた調整・検討 ----->
(コ)春期管理捕獲事業等による巡視及び技術者の育成 ●低密度化及び技術者育成のための春期管理捕獲事業	継続・充実化 ----->	実施に向けた調整・検討 ----->

ゾーニングとの関係

施策の方向性	具体的な内容	ゾーン			
		市街地	市街地周辺	都市近郊林	森林
① ヒグマの誘引物対策を強化します	(ア)電気柵等誘引物対策の普及	●	●		
	(イ)誘引物管理の周知と促進	●	●	●	●
② ヒグマの通り道となり得る緑地の管理を拡充します	(ウ)市民協働の草刈り活動等の拡充	●	●	●	
	(エ)放棄果樹伐採活動等の促進		●		
	(オ)森林整備のあり方検討			●	
③ ICT等の技術を活用したヒグマ対策を推進します	(カ)ヒグマの侵入経路の監視強化	●	●	●	
	(キ)最新技術や知見の情報収集・導入	●	●	●	
	(ク)見回り・探索、定着防止手法の検討		●	●	

ゾーニングとの関係

施策の方向性	具体的な内容	ゾーニング			
		市街地	準市街地	都市近郊林	森林
① ヒグマの誘引物管理を強化します	(ア)電気柵等誘引物対策の普及・拡充	●	●		
	(イ)誘引物管理の周知と促進	●	●	●	●
② ヒグマの通り道となり得る緑地の管理を拡充します	(ウ)市民協働の草刈り活動等の拡充	●	●	●	
	(エ)放棄果樹伐採活動等の促進		●		
	(オ)森林整備のあり方検討			●	
③ ICT等の技術を活用したヒグマ対策を推進します	(カ)ヒグマの侵入経路の監視強化	●	●	●	
	(キ)最新技術や知見の情報収集・導入	●	●	●	
	(ク)見回り・探索、定着防止手法の検討		●	●	
④ 市街地近郊でのヒグマの低密度化を推進します	(ケ)低密度化に向けた計画的な捕獲			●	
	(コ)春期管理捕獲事業等による巡視及び技術者の育成			●	

成果指標

市街地ゾーン

- 「市街地ゾーン」でのヒグマ出没件数
32件(2021年度)→16件(2026年度)

「市街地周辺ゾーン」

- ヒグマによる農業被害、家庭菜園被害等の件数
14件(2021年度)→0件(2026年度)

侵入抑制策は、人の生活圏における人とヒグマのあつれき軽減を目的としていることから「市街地

成果指標

市街地ゾーン

- 「市街地ゾーン」でのヒグマ出没件数
32件(2021年度)→16件(2026年度)

準市街地ゾーン

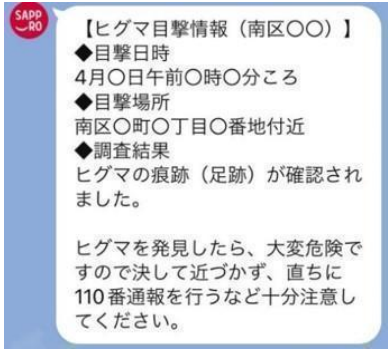
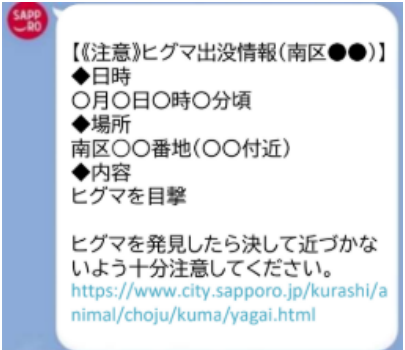
- ヒグマによる農業被害、家庭菜園被害等の件数
14件(2021年度)→0件(2026年度)

侵入抑制策は、人の生活圏における人とヒグマのあつれき軽減を目的としていることから「市街地

現 行	改正案	備考
<p>ゾーン」と「<u>市街地周辺ゾーン</u>」のそれぞれで成果指標を掲げます。</p> <p>このうち「市街地ゾーン」の指標としては、各ゾーンでの侵入抑制策を進めていくことで、市街地ゾーンでのヒグマ出没件数について2021年度（令和3年度）からの半減を目指します。また「<u>市街地周辺ゾーン</u>」の指標としては、農業被害や家庭菜園被害が問題となることが多いため、これら被害件数をなくすことを目指します。</p> <p>【基本目標2】 （略）</p> <p>出没対応に関する施策の方向性 ④ヒグマ出没時の体制を強化します （ア）～（ウ） （略）</p> <p><u>（エ）ヒグマの捕獲技術者の高齢化等の問題を考慮し、捕獲技術の伝承促進や、捕獲技術者の育成の場を積極的に確保していきます。</u></p> <p>想定している取組・スケジュール</p>	<p>ゾーン」と「<u>準市街地ゾーン</u>」のそれぞれで成果指標を掲げます。</p> <p>このうち「市街地ゾーン」の指標としては、各ゾーンでの侵入抑制策を進めていくことで、市街地ゾーンでのヒグマ出没件数について2021年度（令和3年度）からの半減を目指します。また「<u>準市街地ゾーン</u>」の指標としては、農業被害や家庭菜園被害が問題となることが多いため、これら被害件数をなくすことを目指します。</p> <p>【基本目標2】 （現行のとおり）</p> <p>出没対応に関する施策の方向性 ⑤ヒグマ出没時の体制を強化します （ア）～（ウ） （現行のとおり）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>想定している取組・スケジュール</p>	

現 行		改正案		備考																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的内容・取組例</th> <th>想定スケジュール 2023 → 2027(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)速やかな対応方針の決定と実行 ●有害性判断表・基本対応方針表による対応</td> <td>実践・適宜見直し</td> </tr> <tr> <td>(イ)市街地出没時の体制・情報共有の確認 ●関係機関含めた体制整備</td> <td>継続・充実化</td> </tr> <tr> <td>●出没を想定した訓練</td> <td>机上訓練 → 実地訓練</td> </tr> <tr> <td>(ウ)現地調査時の安全対策の強化 ●現地調査時の危険対策</td> <td>継続・充実化</td> </tr> <tr> <td>●ドローンの活用</td> <td>試行・検討</td> </tr> <tr> <td>(エ)捕獲技術の伝承促進と技術者の育成 ●技術者育成のための捕獲事業</td> <td>継続・充実化</td> </tr> </tbody> </table>	具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)	(ア)速やかな対応方針の決定と実行 ●有害性判断表・基本対応方針表による対応	実践・適宜見直し	(イ)市街地出没時の体制・情報共有の確認 ●関係機関含めた体制整備	継続・充実化	●出没を想定した訓練	机上訓練 → 実地訓練	(ウ)現地調査時の安全対策の強化 ●現地調査時の危険対策	継続・充実化	●ドローンの活用	試行・検討	(エ)捕獲技術の伝承促進と技術者の育成 ●技術者育成のための捕獲事業	継続・充実化		<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的内容・取組例</th> <th>想定スケジュール 2023 → 2027(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)速やかな対応方針の決定と実行 ●有害性判断表・基本対応方針表による対応</td> <td>実践・適宜見直し</td> </tr> <tr> <td>(イ)市街地出没時の体制・情報共有の確認 ●関係機関含めた体制整備</td> <td>継続・充実化</td> </tr> <tr> <td>●出没を想定した訓練</td> <td>机上訓練 → 実地訓練</td> </tr> <tr> <td>(ウ)現地調査時の安全対策の強化 ●現地調査時の危険対策</td> <td>継続・充実化</td> </tr> <tr> <td>●ドローンの活用</td> <td>試行・検討</td> </tr> </tbody> </table>	具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)	(ア)速やかな対応方針の決定と実行 ●有害性判断表・基本対応方針表による対応	実践・適宜見直し	(イ)市街地出没時の体制・情報共有の確認 ●関係機関含めた体制整備	継続・充実化	●出没を想定した訓練	机上訓練 → 実地訓練	(ウ)現地調査時の安全対策の強化 ●現地調査時の危険対策	継続・充実化	●ドローンの活用	試行・検討		
具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)																													
(ア)速やかな対応方針の決定と実行 ●有害性判断表・基本対応方針表による対応	実践・適宜見直し																													
(イ)市街地出没時の体制・情報共有の確認 ●関係機関含めた体制整備	継続・充実化																													
●出没を想定した訓練	机上訓練 → 実地訓練																													
(ウ)現地調査時の安全対策の強化 ●現地調査時の危険対策	継続・充実化																													
●ドローンの活用	試行・検討																													
(エ)捕獲技術の伝承促進と技術者の育成 ●技術者育成のための捕獲事業	継続・充実化																													
具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)																													
(ア)速やかな対応方針の決定と実行 ●有害性判断表・基本対応方針表による対応	実践・適宜見直し																													
(イ)市街地出没時の体制・情報共有の確認 ●関係機関含めた体制整備	継続・充実化																													
●出没を想定した訓練	机上訓練 → 実地訓練																													
(ウ)現地調査時の安全対策の強化 ●現地調査時の危険対策	継続・充実化																													
●ドローンの活用	試行・検討																													
<p>コラム 出没時の現地調査 (略)</p> <p>コラム ドローンの活用(先行取組) 札幌市は、ヒグマが今まさに出没している場合や、ヒグマが現場近くにいる可能性が高い場合には、ヒグマ対策業務を委託している北海道猟友会札幌支部に捕獲技術者の出動を要請して対応を行っています。</p> <p>捕獲技術者を伴う対応ではまず、事前に協議・確認した人員を配置した上で、猟銃を持った捕獲技術者が先に現場に入り、ヒグマが潜んでいないか周囲の安全確認をしたのち、市職員その他関係者が現場に入っています。</p> <p>2022年(令和4年)4月、ヒグマが冬眠していた西区三角山での現地調査では、冬眠していた穴の</p>		<p>コラム 出没時の現地調査 (現行のとおり)</p> <p>コラム ドローンの活用(先行取組) 札幌市は、ヒグマが今まさに出没している場合や、ヒグマが現場近くにいる可能性が高い場合には、ヒグマ対策業務を委託している北海道猟友会札幌支部に捕獲技術者の出動を要請して対応を行っています。</p> <p>捕獲を伴う対応ではまず、事前に協議・確認した人員を配置した上で、猟銃を持った捕獲技術者が先に現場に入り、ヒグマが潜んでいないか周囲の安全確認をしたのち、市職員その他関係者が現場に入っています。</p> <p>2022年(令和4年)4月、ヒグマが冬眠していた西区三角山での現地調査では、冬眠していた穴の</p>																												

現行	改正案	備考																						
<p>近くにまだヒグマがいる可能性があったものの、現場が山中だったため、周囲を十分に見渡せる環境にはありませんでした。</p> <p>そこで、従来が目視による安全確認に加え、赤外線カメラを搭載したドローンを現場周辺に飛行させ、カメラでヒグマがいないことを確認した上で、調査を実施しました。</p> <p>図表説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図34 ドローンによる安全確認（写真） <p>⑤ 市民へ迅速かつ的確にヒグマ出没情報を提供します</p> <p><u>(オ)</u> ヒグマの出没情報について、ホームページのほか、SNS等の媒体を活用しながら、より利用しやすく、分かりやすい情報の発信に努めます。</p> <p><u>(カ)</u> 今まさにヒグマが出没しているような緊急時には、SNSでの情報発信や広報車等による呼びかけ、見回りを行います（図35）。また、報道機関とも連携することで住民だけでなく、旅行者や外国人等にも正確な情報を幅広く発信できる体制構築を目指します。</p> <p>図表説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図35 出没場所周辺でのパトロールの様子 想定している取組・スケジュール <table border="1" data-bbox="129 1126 891 1382"> <thead> <tr> <th rowspan="2">具体的内容・取組例</th> <th colspan="2">想定スケジュール</th> </tr> <tr> <th>2023</th> <th>→ 2027 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(オ) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫</td> <td colspan="2">継続・充実化・最新情報の収集</td> </tr> <tr> <td>(カ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信 ● 報道機関との協力</td> <td>試行・検討 協議・検討</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	具体的内容・取組例	想定スケジュール		2023	→ 2027 (年度)	(オ) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫	継続・充実化・最新情報の収集		(カ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信 ● 報道機関との協力	試行・検討 協議・検討		<p>近くにまだヒグマがいる可能性があったものの、現場が山中だったため、周囲を十分に見渡せる環境にはありませんでした。</p> <p>そこで、従来が目視による安全確認に加え、赤外線カメラを搭載したドローンを現場周辺に飛行させ、カメラでヒグマがいないことを確認した上で、調査を実施しました。</p> <p>図表説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図34 ドローンによる安全確認（写真） <p>⑥ 市民へ迅速かつ的確にヒグマ出没情報を提供します</p> <p><u>(工)</u> ヒグマの出没情報について、ホームページのほか、SNS等の媒体を活用しながら、より利用しやすく、分かりやすい情報の発信に努めます。</p> <p><u>(オ)</u> 今まさにヒグマが出没しているような緊急時には、SNSでの情報発信や広報車等による呼びかけ、見回りを行います（図35）。また、報道機関とも連携することで住民だけでなく、旅行者や外国人等にも正確な情報を幅広く発信できる体制構築を目指します。</p> <p>図表説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図35 出没場所周辺でのパトロールの様子 想定している取組・スケジュール <table border="1" data-bbox="952 1126 1691 1382"> <thead> <tr> <th rowspan="2">具体的内容・取組例</th> <th colspan="2">想定スケジュール</th> </tr> <tr> <th>2023</th> <th>→ 2027 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(工) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫</td> <td colspan="2">継続・充実化・最新情報の収集</td> </tr> <tr> <td>(オ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信 ● 報道機関との協力</td> <td>試行・検討 協議・検討</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	具体的内容・取組例	想定スケジュール		2023	→ 2027 (年度)	(工) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫	継続・充実化・最新情報の収集		(オ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信 ● 報道機関との協力	試行・検討 協議・検討		
具体的内容・取組例		想定スケジュール																						
	2023	→ 2027 (年度)																						
(オ) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫	継続・充実化・最新情報の収集																							
(カ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信 ● 報道機関との協力	試行・検討 協議・検討																							
具体的内容・取組例	想定スケジュール																							
	2023	→ 2027 (年度)																						
(工) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫	継続・充実化・最新情報の収集																							
(オ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信 ● 報道機関との協力	試行・検討 協議・検討																							

現 行	改正案	備考
<p>コラム LINEやSNS等を活用した出没情報の発信（先行取組）</p> <p>札幌市では、ヒグマ出没情報を市の公式ホームページに掲載しています。しかし、2021年（令和3年）6月に東区市街地に出没した場合のように、市街地中心部をヒグマが移動しているような状況の中では、ヒグマの情報を即時かつ広く情報発信することが重要であり、その目的に見合った情報配信ツールの活用が求められます。</p> <p>そこで同月より、市の公式LINEとTwitter、さらにスマートフォンの防災アプリを活用した出没情報の配信を開始しました。現在、札幌市内のヒグマの出没情報はホームページのほか、LINEでも全件配信しています。また、今まさに市街地に出没している状況などでは、関係機関とも連携の上、様々な媒体を活用して、より多くの市民に情報が行き届くよう努めています。</p> <p>図表説明</p> <p><u>・図36 LINEでの情報発信イメージ（イラスト・画面イメージ）</u></p>  <p>ゾーニングとの関係</p>	<p>コラム LINEやSNS等を活用した出没情報の発信（先行取組）</p> <p>札幌市では、ヒグマ出没情報を市の公式ホームページに掲載しています。しかし、2021年（令和3年）6月に東区市街地に出没した場合のように、市街地中心部をヒグマが移動しているような状況の中では、ヒグマの情報を即時かつ広く情報発信することが重要であり、その目的に見合った情報配信ツールの活用が求められます。</p> <p>そこで同月より、市の公式LINEとX（旧Twitter）、さらにスマートフォンの防災アプリを活用した出没情報の配信を開始しました。現在、札幌市内のヒグマの出没情報はホームページのほか、LINEでも全件配信しています。また、今まさに市街地に出没している状況などでは、関係機関とも連携の上、様々な媒体を活用して、より多くの市民に情報が行き届くよう努めています。</p> <p>図表説明</p> <p><u>・図36 LINEでの情報発信イメージ（イラスト・画面イメージ）</u></p>  <p>ゾーニングとの関係</p>	

現 行

施策の方向性	具体的な内容	ゾーン			
		市街地	市街地周辺	都市近郊林	森林
④ ヒグマ出没時の体制を強化します	(ア) 速やかな対応方針の決定と実行	●	●	●	●
	(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認	●	●		
	(ウ) 現地調査時の安全対策の強化	●	●	●	●
	(エ) 捕獲技術の伝承促進と技術者の育成		●	●	
⑤ 市民へ迅速かつ確にヒグマ出没情報を提供します	(オ) 出没情報発信の工夫	●	●	●	●
	(カ) 緊急時の情報発信体制の構築	●	●	●	●

成果指標
(略)

【基本目標3】 ヒグマについて考え行動する市民の意識を醸成します
(略)

意識醸成に関する施策の方向性

⑥ ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します
(ア) ~ (イ)
(略)

⑦ 公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します
(ウ)
(略)

(エ) 市街地近郊にあるキャンプ場や観光農園、公園などは、多くの市民や、札幌市への来訪者等が利用する一方で、ヒグマが出没しやすい場所にあり、ヒグマ対策においては重要な施設になります。このため、管理者が実践するヒグマ対策を支

改正案

施策の方向性	具体的な内容	ゾーニング			
		市街地	準市街地	都市近郊林	森林
⑤ ヒグマ出没時の体制を強化します	(ア) 速やかな対応方針の決定と実行	●	●	●	●
	(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認	●	●		
	(ウ) 現地調査時の安全対策の強化	●	●	●	●
⑥ 市民へ迅速かつ確にヒグマ出没情報を提供します	(オ) 出没情報発信の工夫	●	●	●	●
	(カ) 緊急時の情報発信体制の構築	●	●	●	●

成果指標
(現行のとおり)

【基本目標3】 ヒグマについて考え行動する市民の意識を醸成します
(現行のとおり)

意識醸成に関する施策の方向性

⑦ ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します
(ア) ~ (イ)
(現行のとおり)

⑧ 公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します
(ウ)
(現行のとおり)

(エ) 市街地近郊にあるキャンプ場や観光農園、公園などは、多くの市民や、札幌市への来訪者等が利用する一方で、ヒグマが出没しやすい場所にあり、ヒグマ対策においては重要な施設になります。このため、管理者が実践するヒグマ対策を支

備考

現 行	改正案	備考																																																						
<p>援するとともに、札幌市が作成するヒグマ対策の啓発用パンフレットをこれら施設に配架するなど市民や、札幌市への来訪者等が安心してサービスを利用できる仕組みを構築します。</p> <p>ゾーニングとの関係</p> <table border="1" data-bbox="129 539 918 821"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策の方向性</th> <th rowspan="2">具体的な内容</th> <th colspan="4">ゾーン</th> </tr> <tr> <th>市街地</th> <th>市街地周辺</th> <th>都市近郊林</th> <th>森林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥ ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します</td> <td>(ア)ヒグマ講座の拡充 (イ)普及啓発イベント等の強化</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します</td> <td>(ウ)管理者等への学習の場の提供 (エ)管理者等のヒグマ対策支援</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>成果指標 (略)</p>	施策の方向性	具体的な内容	ゾーン				市街地	市街地周辺	都市近郊林	森林	⑥ ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します	(ア)ヒグマ講座の拡充 (イ)普及啓発イベント等の強化	●	●			⑦ 公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します	(ウ)管理者等への学習の場の提供 (エ)管理者等のヒグマ対策支援	●	●	●		<p>援するとともに、札幌市が作成するヒグマ対策の啓発用パンフレットをこれら施設に配架するなど、市民や札幌市への来訪者等が安心してサービスを利用できる仕組みを構築します。</p> <p>ゾーニングとの関係</p> <table border="1" data-bbox="952 539 1740 778"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策の方向性</th> <th rowspan="2">具体的な内容</th> <th colspan="4">ゾーニング</th> </tr> <tr> <th>市街地</th> <th>都市近郊林</th> <th>森林</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">⑦ ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します</td> <td>(ア)ヒグマ講座の拡充</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ)普及啓発イベント等の強化</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑧ 公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します</td> <td>(ウ)管理者等向けの研修会開催</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(エ)管理者等のヒグマ対策支援</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>成果指標 (現行のとおり)</p>	施策の方向性	具体的な内容	ゾーニング				市街地	都市近郊林	森林		⑦ ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します	(ア)ヒグマ講座の拡充	●	●			(イ)普及啓発イベント等の強化	●	●			⑧ 公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します	(ウ)管理者等向けの研修会開催	●	●	●		(エ)管理者等のヒグマ対策支援	●	●	●		
施策の方向性			具体的な内容	ゾーン																																																				
	市街地	市街地周辺		都市近郊林	森林																																																			
⑥ ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します	(ア)ヒグマ講座の拡充 (イ)普及啓発イベント等の強化	●	●																																																					
⑦ 公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します	(ウ)管理者等への学習の場の提供 (エ)管理者等のヒグマ対策支援	●	●	●																																																				
施策の方向性	具体的な内容	ゾーニング																																																						
		市街地	都市近郊林	森林																																																				
⑦ ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します	(ア)ヒグマ講座の拡充	●	●																																																					
	(イ)普及啓発イベント等の強化	●	●																																																					
⑧ 公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します	(ウ)管理者等向けの研修会開催	●	●	●																																																				
	(エ)管理者等のヒグマ対策支援	●	●	●																																																				

現 行	改正案	備考
<p>第6章 計画全体に係る施策 (略)</p> <p>1 モニタリングの実施 (略)</p> <p>(1) 生息状況調査 (略)</p> <p>ヘア・トラップ法 (略)</p> <p>カメラトラップ法 (略)</p> <p>(2) 出没時のDNAサンプルからの個体識別 (略)</p> <p>2 ヒグマ対策重点エリアの設定 西区の三角山や、中央区から南区にかけて位置する藻岩山及びその周辺の山では、前述したモニタリングの結果や、過去の出没情報等から、複数のヒグマが定着していることが確認されています(図41)。 一方で、これらの山には、札幌市が管理する自然歩道などが整備されており、標高もそれほど高くないことから、子どもから高齢者まで気軽に散策できる場として多くの市民に利用されています。さらに、山の麓には住宅街も広がっています。 このように、三角山、藻岩山及びその周辺の山を含む地域は、札幌市の中でも特に、人とヒグマの距離が</p>	<p>第6章 計画全体に係る施策 (現行のとおり)</p> <p>1 モニタリングの実施 (現行のとおり)</p> <p>(1) 生息状況調査 (現行のとおり)</p> <p>ヘア・トラップ法 (現行のとおり)</p> <p>カメラトラップ法 (現行のとおり)</p> <p>(2) 出没時のDNAサンプルからの個体識別 (現行のとおり)</p> <p>2 ヒグマ対策重点エリアの設定 西区の三角山や、中央区から南区にかけて位置する藻岩山及びその周辺の山では、前述したモニタリングの結果や、過去の出没情報等から、複数のヒグマが定着していることが確認されています(図41)。 一方で、これらの山には、札幌市が管理する自然歩道などが整備されており、標高もそれほど高くないことから、子どもから高齢者まで気軽に散策できる場として多くの市民に利用されています。さらに、山の麓には住宅街も広がっています。 このように、三角山、藻岩山及びその周辺の山を含む地域は、札幌市の中でも特に、人とヒグマの距離が</p>	

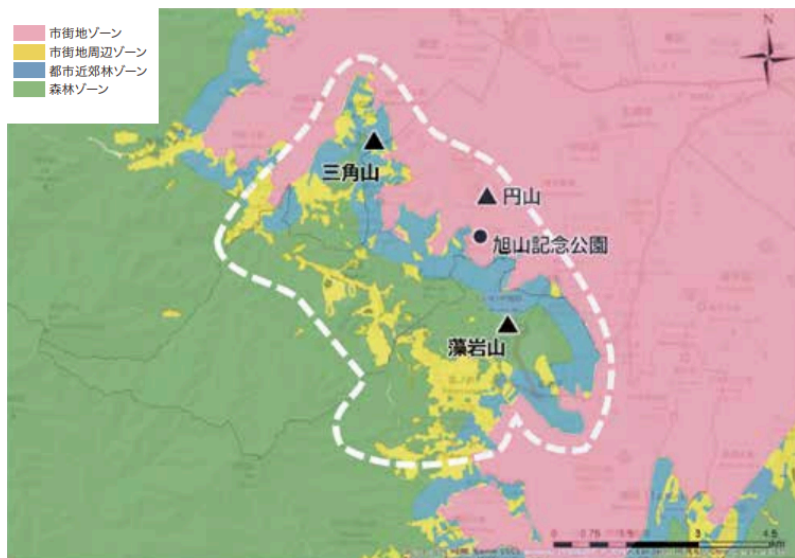
現 行	改正案	備考
<p>近くなっている地域といえます。今後、これらの山に定着するヒグマの個体数が増えていくと、人慣れしたヒグマが市街地にますます出没しやすい環境になってしまい、人身事故発生のリスクが高まることが懸念されます。</p> <p>このため本計画では、三角山、藻岩山及びその周辺の山を含む地域を「<u>ヒグマ対策重点エリア</u>」(図42)と位置づけ、ゾーニングに関わらずヒグマの定着を抑制すべき場所として、<u>侵入抑制策を徹底して進めていくこととします。</u></p> <p><u>また、重点エリア内の山林部分においては、ヒグマにとって居心地が悪い環境をつくることで、エリア内のヒグマの密度を下げる方策も具体的に検討し進めていくこととします。</u></p> <p><u>また、住民や登山利用者などへの普及啓発についても重点的に実施していく予定です。</u></p> <p>図表説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図41 三角山と隣接する市街地 (写真) (1) 対象とする地区</p>	<p>近くなっている地域といえます。今後、これらの山に定着するヒグマの個体数が増えていくと、人慣れしたヒグマが市街地にますます出没しやすい環境になってしまい、人身事故発生のリスクが高まることが懸念されます。</p> <p>このため本計画では、三角山、藻岩山及びその周辺の山を含む地域を「<u>ヒグマ対策重点エリア</u>」(図42白点線内)と位置づけ、対象地区全体(図42赤線内)でヒグマの定着を抑制するために、ゾーニングに関わらずエリア内のヒグマの低密度化を図っていきます。一方で、低密度化に係る施策だけを進めても、エリア内に新たに定着する個体の出現など、あつれきの発生を完全に防ぐことはできません。人とヒグマのすみ分けを実現するためにはまず、モニタリングによりヒグマの生息状況の把握が必要です。</p> <p>特に、市民利用が多い重点エリアの対象地区東側においては、これらに加え、定着個体に着目した計画的な捕獲、電気柵の設置、誘引物管理などを徹底して進めていくこととともに、住民や登山利用者などへの普及啓発についても重点的に実施していくこととします。</p> <p>図表説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図41 三角山と隣接する市街地 (写真) (1) 対象とする地区</p>	

現 行

区	地区名
西区	福井・山の手・小別沢地区
中央区	宮の森・宮ヶ丘・円山・円山西町・双子山・界川・旭ヶ丘・伏見・盤溪地区
南区	藻岩山・藻岩下・北ノ沢・中ノ沢地区

図表説明

- ・ 図42 ヒグマ対策重点エリア（点線枠内）（地図）



(2) 取組の進め方

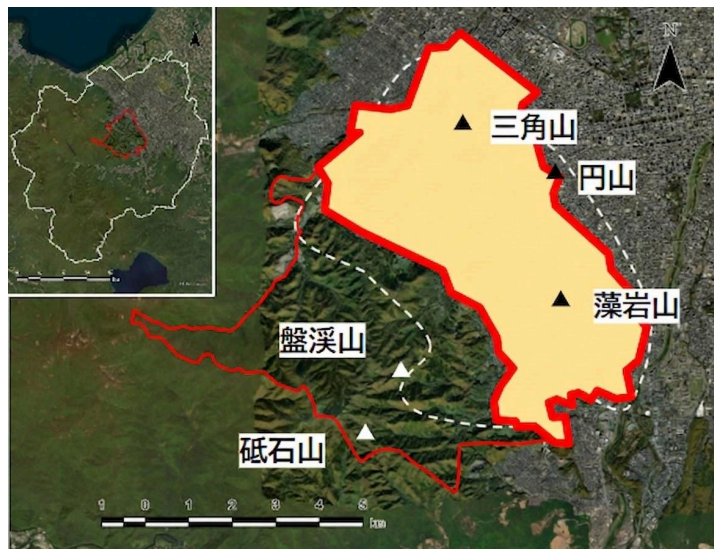
まず、ヒグマ対策重点エリアにおける過去のヒグマ出没情報等を整理するとともに、土地利用状況な

改正案

区	重点エリア西側	重点エリア東側（黄色部）
西区	福井（一部）地区	福井（一部）・山の手・小別沢地区
中央区	盤溪（一部）地区	宮の森・宮ヶ丘・円山・円山西町・双子山・界川・旭ヶ丘・伏見・盤溪（一部）地区
南区	北ノ沢（一部）・中ノ沢（一部）・砥石山地区	藻岩山・藻岩下・北ノ沢（一部）・中ノ沢（一部）地区

図表説明

- ・ 図42 ヒグマ対策重点エリア（地図）



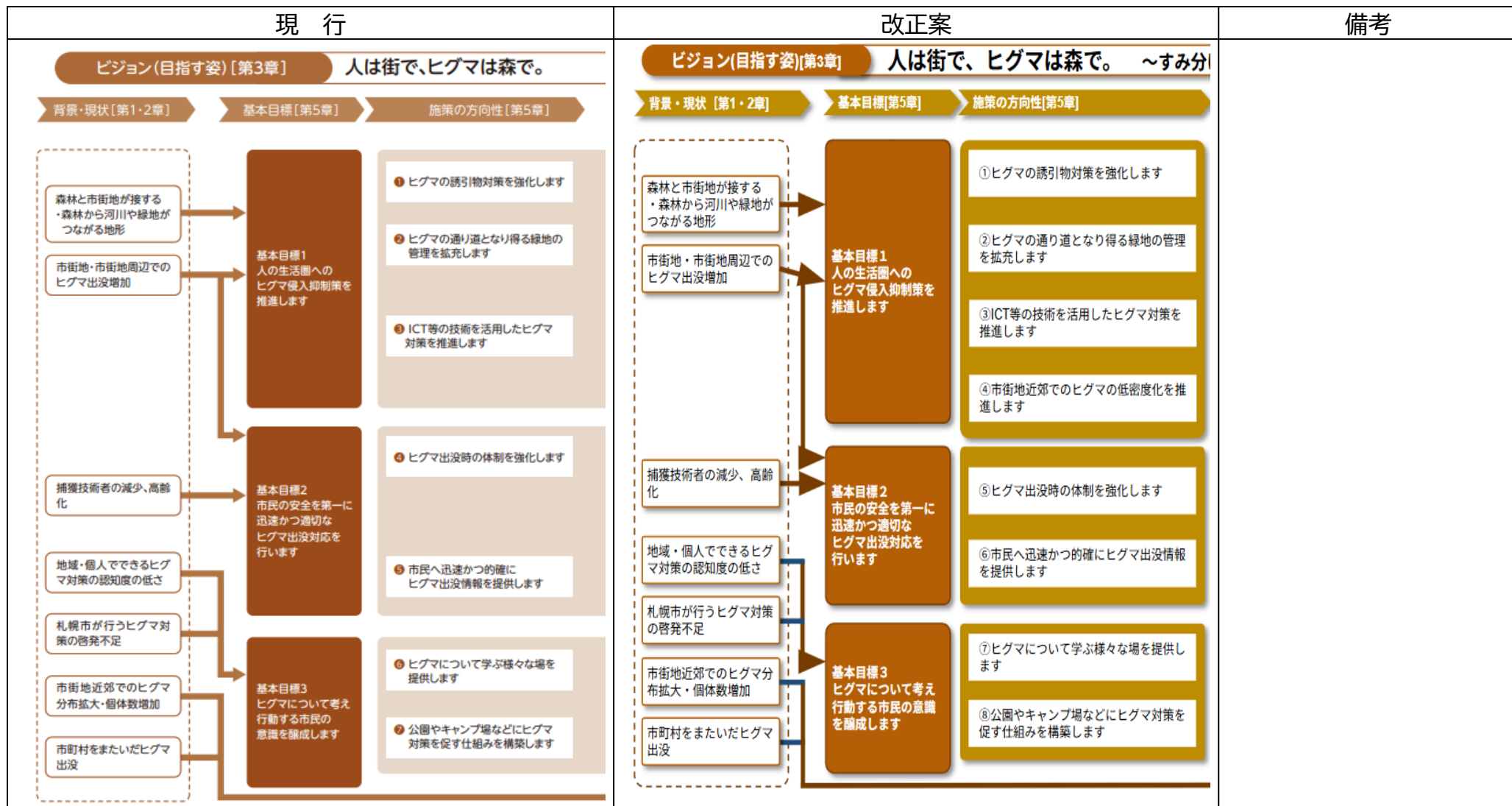
(2) 取組の進め方

まず、ヒグマ対策重点エリアにおける過去のヒグマ出没情報等を整理するとともに、土地利用状況な

備考

現 行	改正案	備考
<p>どの環境調査を実施します。その結果をもとに、次に示す3点について、有識者の意見を踏まえて具体的に検討していくこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地への侵入抑制に向けた対策 定着するヒグマの低密度化に向けた調査 住民や登山利用者への効果的な普及啓発 <p>3 近隣自治体との連携強化 (略)</p> <p>コラム 広域で連携している取組 (先行取組) (略)</p> <p>第7章 計画全体に係る施策 (略)</p> <p>1 各主体に求められる行動 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 北海道・近隣自治体 【北海道】 ・北海道全域のヒグマ対策を統括し推進するとともに、各地域におけるヒグマの生息数を推定して、<u>個体数調整の必要性について検討し、具体的な方策を示す。</u> ・ヒグマ対策に関する調査研究等を行い、札幌市を含む自治体に情報や技術を還元する。</p>	<p>どの環境調査を実施します。その結果をもとに、以下の点について、有識者の意見を踏まえて具体的に検討していくこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地への侵入抑制に向けた対策 定着するヒグマの低密度化に向けた調査・捕獲 住民や登山利用者への効果的な普及啓発 生息状況把握のためのモニタリング <p>3 近隣自治体との連携強化 (現行のとおり)</p> <p>コラム 広域で連携している取組 (先行取組) (現行のとおり)</p> <p>第7章 計画全体に係る施策 (現行のとおり)</p> <p>1 各主体に求められる行動 (現行のとおり)</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 北海道・近隣自治体 【北海道】 ・北海道全域のヒグマ対策を統括し推進するとともに、<u>生息状況調査に基づいた各地域個体群での推定生息数をより正確に把握・分析することで、提示した捕獲目標数達成に向けた個体数管理の具体的な方策を示す。</u> ・ヒグマ対策に関する調査研究等を行い、札幌市を含む</p>	

現 行	改正案	備考
<p>【近隣自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の示す方策をもとに、具体的取組を実行する。 ・「さっぽろ圏」における広域でのヒグマ対策を検討・実践する。 <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 進行管理等 (1)～(3) (略)</p> <p>コラム SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)とは (略)</p> <p>3 計画の体系 別表</p>	<p>自治体に情報や技術を還元する。</p> <p>【近隣自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の示す方策をもとに、具体的取組を実行する。 ・「さっぽろ圏」における広域でのヒグマ対策を検討・実践する。 <p>(4)～(8) (現行のとおり)</p> <p>2 進行管理等 (1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>コラム SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)とは (現行のとおり)</p> <p>3 計画の体系 別表</p>	



現行

改正案

備考

～すみ分けによる安全・安心な暮らしを目指して～

けによる安全・安心な暮らしを目指して～

具体的内容[第5章] (ゾーニング[第4章]との関係) 全体に係る施策[第6章]

具体的内容[第5章] (ゾーニング[第4章]との関係) 全体に係る施策[第6章]

市街地 周辺 近郊林 森林

市街地 準市街 近郊林 森林

(ア) 電気柵等誘引物対策の普及	●	●	●	●
(イ) 誘引物管理の周知と促進	●	●	●	●
(ウ) 市民協働の草刈り活動等の拡充	●	●	●	●
(エ) 放棄果樹伐採活動等の継続	●	●	●	●
(オ) 森林整備のあり方検討	●	●	●	●

ア 電気柵等誘引物対策の普及・拡充	●	●	●	●
イ 誘引物管理の周知と促進	●	●	●	●
ウ 市民協働の草刈り活動等の拡充	●	●	●	●
エ 放棄果樹伐採活動等の継続	●	●	●	●
オ 森林整備のあり方検討	●	●	●	●

(カ) ヒグマの侵入経路の監視強化	●	●	●	●
(キ) 最新技術や知見の情報収集・導入	●	●	●	●
(ク) 見回り・探索、定着防止手法の検討	●	●	●	●

カ ヒグマの侵入経路の監視強化	●	●	●	●
キ 最新技術や知見の情報収集・導入	●	●	●	●
ク 見回り・探索、定着防止手法の検討	●	●	●	●

(ア) 速やかな対応方針の決定と実行	●	●	●	●
(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認	●	●	●	●
(ウ) 現地調査時の安全対策の強化	●	●	●	●
(エ) 捕獲技術の伝承促進と技術者の育成	●	●	●	●

ア 速やかな対応方針の決定と実行	●	●	●	●
イ 市街地出没時の体制・情報共有の確認	●	●	●	●
ウ 現地調査時の安全対策の強化	●	●	●	●

(オ) 出没情報発信の工夫	●	●	●	●
(カ) 緊急時の情報発信体制の構築	●	●	●	●

エ 出没情報発信の工夫	●	●	●	●
オ 緊急時の情報発信体制の構築	●	●	●	●

(ア) ヒグマ講座の拡充	●	●	●	●
(イ) 普及啓発イベント等の強化	●	●	●	●

ヒグマ講座の拡充	●	●	●	●
普及啓発イベント等の強化	●	●	●	●

(ウ) 管理者等への学習の場の提供	●	●	●	●
(エ) 管理者等のヒグマ対策支援	●	●	●	●

管理者等向けの研修会開催	●	●	●	●
管理者等のヒグマ対策支援	●	●	●	●

モニタリングの実施

- 生息状況調査
- 出没時の現地調査でのDNAサンプル採取
- 分析・個体識別

ヒグマ対策重点エリアの設定

- 侵入抑制策
- 定着するヒグマの低密度化
- 普及啓発

近隣自治体との連携強化

- 情報共有
- 人材・技術の交流

①モニタリング

- 生息状況調査
- 出没時の現地調査でのDNAサンプル採取
- 分析・個体識別

②ヒグマ対策重点エリア

- 侵入抑制策
- 定着するヒグマの低密度化
- 普及啓発

③周辺自治体との連携

- 情報共有
- 人材・技術の交流

4 取組の想定スケジュール

基本目標1 人の生活圏へのヒグマ侵入抑制策を推進します

施策の方向性

①ヒグマの誘引物対策を強化します

4 取組の想定スケジュール

基本目標1 人の生活圏へのヒグマ侵入抑制策を推進します

施策の方向性

①ヒグマの誘引物対策を強化します

現行

改正案

備考

- ②ヒグマの通り道となり得る緑地の管理を拡充します
- ③ICT等の技術を活用したヒグマ対策を推進します

- ②ヒグマの通り道となり得る緑地の管理を拡充します
- ③ICT等の技術を活用したヒグマ対策を推進します
- ④市街地近郊でのヒグマの低密度化を推進します

施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール	
		2023	2027(年度)
①	(ア) 電気柵等誘引物対策の普及 ●電気柵普及事業(貸出・購入補助) ●電気柵設置講習会	継続・充実化 試行 → 定期的実施に向けた検討	
	(イ) 誘引物管理の周知と促進 ●広報等による周知 ●ヒグマ対策用ごみ保管箱等の設置促進	継続 情報収集、関係機関との調整・検討	
②	(ウ) 市民協働の草刈り活動等の拡充 ●市民協働の草刈り活動等 ●支援策(草刈り機貸出、購入補助等)	継続・充実化 制度導入に向けた検討	
	(エ) 放棄果樹伐採活動等の継続 ●放棄果樹伐採活動等 ●その他誘引となる樹木の伐採	継続 現地調査、実施検討	
	(オ) 森林整備のあり方検討 ●森林整備のあり方検討	情報収集、関係機関との調整・検討	
③	(カ) ヒグマの侵入経路の監視強化 ●自動撮影カメラによる監視	継続・拡充	
	(キ) 最新技術や知見の情報収集・導入 ●情報収集 ●ドローンの活用	継続 試行・検討	
	(ク) 見回り・探索、定着防止手法の検討 ●捕獲技術者による見回り・追い払い ●その他手法による見回り・追い払い(ペアドッグ、忌避装置等)	試行・検討 情報収集、関係者との調整・検討	

施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール	
		2023	2027(年度)
①	(7) 電気柵等誘引物対策の普及 電気柵普及事業(貸出・購入補助) ●電気柵設置講習会 ●学校施設を含む市有施設への電気柵設置	継続・充実化 試行 → 定期的実施に向けた検討 実施に向けた調整・検討	
	(1) 誘引物管理の周知と促進 ●広報等による周知 ●ヒグマ対策用ごみ箱の設置促進	継続 情報収集、関係機関との調整・検討	
②	(7) 市民協働の草刈り活動等の拡充 市民協働の草刈り活動等 ●支援策(草刈り機貸出、購入補助等)	継続・充実化 制度導入に向けた検討	
	(1) 放棄果樹伐採活動等の継続 放棄果樹伐採活動等 ●その他誘引物となる樹木の伐採	継続・充実化 現地調査、実施検討	
	(4) 森林整備のあり方検討	情報収集、関係機関との調整・検討	
③	(カ) ヒグマの侵入経路の監視強化 ●自動撮影カメラによる監視	継続	
	(キ) 最新技術や知見の情報収集・導入 情報収集 ●ドローンの活用	継続 試行・検討	
	(ク) 見回り・探索、定着防止手法の検討	試行・検討	

現 行	改正案	備考																																																				
<p>基本目標2 市民の安全を第一に迅速かつ適切なヒグマ出没対応を行います</p> <p>施策の方向性</p> <p>④ヒグマの出没時の体制を強化します</p> <p>⑤市民へ迅速かつ的確にヒグマ出没情報を提供します</p> <table border="1" data-bbox="136 751 920 1460"> <thead> <tr> <th>施策の方向性</th> <th>具体的内容・取組例</th> <th>想定スケジュール 2023 → 2027(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">④</td> <td>(ア) 速やかな対応方針の決定と実行 ● 有害性判断表・基本対応方針表による対応</td> <td>実践・適宜見直し</td> </tr> <tr> <td>(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認 ● 関係機関含めた体制整備</td> <td>継続・充実化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">● 出没を想定した訓練</td> <td>机上訓練</td> <td>→ 実地訓練</td> </tr> <tr> <td>● ドローンの活用</td> <td>試行・検討</td> </tr> <tr> <td>(エ) 捕獲技術の伝承促進と技術者の育成 ● 技術者育成のための捕獲事業</td> <td>継続・充実化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤</td> <td>(オ) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫</td> <td>継続・充実化・最新情報の収集</td> </tr> <tr> <td>(カ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信</td> <td>試行・検討</td> </tr> <tr> <td>● 報道機関との協力</td> <td>協議・検討</td> </tr> </tbody> </table>	施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)	④	(ア) 速やかな対応方針の決定と実行 ● 有害性判断表・基本対応方針表による対応	実践・適宜見直し	(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認 ● 関係機関含めた体制整備	継続・充実化	● 出没を想定した訓練	机上訓練	→ 実地訓練	● ドローンの活用	試行・検討	(エ) 捕獲技術の伝承促進と技術者の育成 ● 技術者育成のための捕獲事業	継続・充実化	⑤	(オ) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫	継続・充実化・最新情報の収集	(カ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信	試行・検討	● 報道機関との協力	協議・検討	<table border="1" data-bbox="954 164 1742 464"> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲技術者による見回り・追い払い その他手法による見回り・追い払い(ベアドッグ、忌避装置等) </td> <td>情報収集、関係者との調整・検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④</td> <td>(7) 低密度化に向けた計画的な捕獲 ● 都市近郊林ゾーン等における計画的な捕獲事業</td> <td>実施に向けた調整・検討</td> </tr> <tr> <td>(2) 春季管理捕獲事業等による巡視及び技術者の育成 ● 低密度化及び技術者育成のための春季管理捕獲事業</td> <td>継続・充実化 実施に向けた調整・検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本目標2 市民の安全を第一に迅速かつ適切なヒグマ出没対応を行います</p> <p>施策の方向性</p> <p>⑤ヒグマの出没時の体制を強化します</p> <p>⑥市民へ迅速かつ的確にヒグマ出没情報を提供します</p> <table border="1" data-bbox="954 767 1742 1422"> <thead> <tr> <th>施策の方向性</th> <th>具体的内容・取組例</th> <th>想定スケジュール 2023 → 2027(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">⑤</td> <td>(7) 速やかな対応方針の決定と実行 ● 有害性判断表・基本対応方針表による対応</td> <td>実践・適宜見直し</td> </tr> <tr> <td>(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認 ● 関係機関含めた体制整備</td> <td>継続・充実化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">● 出没を想定した訓練</td> <td>机上訓練</td> <td>→ 実地訓練</td> </tr> <tr> <td>(7) 現地調査時の安全対策の強化 ● 現地調査時の危険対策</td> <td>継続・充実化</td> </tr> <tr> <td>● ドローンの活用</td> <td>試行・検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥</td> <td>(I) 出没情報発信の工夫</td> <td>継続・充実化・最新情報の収集</td> </tr> <tr> <td>(オ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信</td> <td>試行・検討</td> </tr> <tr> <td>● 報道機関との協力</td> <td>協議・検討</td> </tr> </tbody> </table>		<ul style="list-style-type: none"> 捕獲技術者による見回り・追い払い その他手法による見回り・追い払い(ベアドッグ、忌避装置等) 	情報収集、関係者との調整・検討	④	(7) 低密度化に向けた計画的な捕獲 ● 都市近郊林ゾーン等における計画的な捕獲事業	実施に向けた調整・検討	(2) 春季管理捕獲事業等による巡視及び技術者の育成 ● 低密度化及び技術者育成のための春季管理捕獲事業	継続・充実化 実施に向けた調整・検討	施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)	⑤	(7) 速やかな対応方針の決定と実行 ● 有害性判断表・基本対応方針表による対応	実践・適宜見直し	(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認 ● 関係機関含めた体制整備	継続・充実化	● 出没を想定した訓練	机上訓練	→ 実地訓練	(7) 現地調査時の安全対策の強化 ● 現地調査時の危険対策	継続・充実化	● ドローンの活用	試行・検討	⑥	(I) 出没情報発信の工夫	継続・充実化・最新情報の収集	(オ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信	試行・検討	● 報道機関との協力	協議・検討	
施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)																																																				
④	(ア) 速やかな対応方針の決定と実行 ● 有害性判断表・基本対応方針表による対応	実践・適宜見直し																																																				
	(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認 ● 関係機関含めた体制整備	継続・充実化																																																				
	● 出没を想定した訓練	机上訓練	→ 実地訓練																																																			
		● ドローンの活用	試行・検討																																																			
	(エ) 捕獲技術の伝承促進と技術者の育成 ● 技術者育成のための捕獲事業	継続・充実化																																																				
⑤	(オ) 出没情報発信の工夫 ● 出没情報発信の工夫	継続・充実化・最新情報の収集																																																				
	(カ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信	試行・検討																																																				
● 報道機関との協力	協議・検討																																																					
	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲技術者による見回り・追い払い その他手法による見回り・追い払い(ベアドッグ、忌避装置等) 	情報収集、関係者との調整・検討																																																				
④	(7) 低密度化に向けた計画的な捕獲 ● 都市近郊林ゾーン等における計画的な捕獲事業	実施に向けた調整・検討																																																				
	(2) 春季管理捕獲事業等による巡視及び技術者の育成 ● 低密度化及び技術者育成のための春季管理捕獲事業	継続・充実化 実施に向けた調整・検討																																																				
施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール 2023 → 2027(年度)																																																				
⑤	(7) 速やかな対応方針の決定と実行 ● 有害性判断表・基本対応方針表による対応	実践・適宜見直し																																																				
	(イ) 市街地出没時の体制・情報共有の確認 ● 関係機関含めた体制整備	継続・充実化																																																				
	● 出没を想定した訓練	机上訓練	→ 実地訓練																																																			
		(7) 現地調査時の安全対策の強化 ● 現地調査時の危険対策	継続・充実化																																																			
	● ドローンの活用	試行・検討																																																				
⑥	(I) 出没情報発信の工夫	継続・充実化・最新情報の収集																																																				
	(オ) 緊急時の情報発信体制の構築 ● 緊急時の情報発信	試行・検討																																																				
● 報道機関との協力	協議・検討																																																					

現 行	改正案	備考																																								
<p>基本目標3 ヒグマについて考え行動する市民の意識を醸成します</p> <p>施策の方向性</p> <p>⑥ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します</p> <p>⑦公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します</p> <table border="1" data-bbox="129 544 920 927"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策の方向性</th> <th rowspan="2">具体的内容・取組例</th> <th colspan="2">想定スケジュール</th> </tr> <tr> <th>2023</th> <th>2027(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">⑥</td> <td>(ア)ヒグマ講座の拡充 ●ヒグマ講座の拡充</td> <td>継続・充実化</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(イ)普及啓発イベント等の強化 ●普及啓発イベント等の強化</td> <td>継続・充実化</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦</td> <td>(ウ)管理者等向けの学習の場の提供 ●関係事業者向け研修</td> <td>試行・検討</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(エ)管理者等のヒグマ対策支援 ●ヒグマ対策認証制度(仮)</td> <td>情報収集、関係機関との調整・検討</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考資料</p> <p>巻末 ゾーンの定義</p>	施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール		2023	2027(年度)	⑥	(ア)ヒグマ講座の拡充 ●ヒグマ講座の拡充	継続・充実化	→	(イ)普及啓発イベント等の強化 ●普及啓発イベント等の強化	継続・充実化	→	⑦	(ウ)管理者等向けの学習の場の提供 ●関係事業者向け研修	試行・検討	→	(エ)管理者等のヒグマ対策支援 ●ヒグマ対策認証制度(仮)	情報収集、関係機関との調整・検討	→	<p>基本目標3 ヒグマについて考え行動する市民の意識を醸成します</p> <p>施策の方向性</p> <p>⑦ヒグマについて学ぶ様々な場を提供します</p> <p>⑧公園やキャンプ場などにヒグマ対策を促す仕組みを構築します</p> <table border="1" data-bbox="949 539 1738 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施策の方向性</th> <th rowspan="2">具体的内容・取組例</th> <th colspan="2">想定スケジュール</th> </tr> <tr> <th>2023</th> <th>2027(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">⑥</td> <td>(7)ヒグマ講座の拡充</td> <td>継続・充実化</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(1)普及啓発イベント等の強化</td> <td>継続・充実化</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦</td> <td>(7)管理者等向けの研修会開催 ●関係事業者向け研修</td> <td>試行・検討</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(1)管理者等のヒグマ対策支援 ●ヒグマ対策認証制度(仮)</td> <td>情報収集、関係機関との調整・検討</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考資料 (本書案参照)</p> <p>巻末 ゾーンの定義</p>	施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール		2023	2027(年度)	⑥	(7)ヒグマ講座の拡充	継続・充実化	→	(1)普及啓発イベント等の強化	継続・充実化	→	⑦	(7)管理者等向けの研修会開催 ●関係事業者向け研修	試行・検討	→	(1)管理者等のヒグマ対策支援 ●ヒグマ対策認証制度(仮)	情報収集、関係機関との調整・検討	→	
施策の方向性			具体的内容・取組例	想定スケジュール																																						
	2023	2027(年度)																																								
⑥	(ア)ヒグマ講座の拡充 ●ヒグマ講座の拡充	継続・充実化	→																																							
	(イ)普及啓発イベント等の強化 ●普及啓発イベント等の強化	継続・充実化	→																																							
⑦	(ウ)管理者等向けの学習の場の提供 ●関係事業者向け研修	試行・検討	→																																							
	(エ)管理者等のヒグマ対策支援 ●ヒグマ対策認証制度(仮)	情報収集、関係機関との調整・検討	→																																							
施策の方向性	具体的内容・取組例	想定スケジュール																																								
		2023	2027(年度)																																							
⑥	(7)ヒグマ講座の拡充	継続・充実化	→																																							
	(1)普及啓発イベント等の強化	継続・充実化	→																																							
⑦	(7)管理者等向けの研修会開催 ●関係事業者向け研修	試行・検討	→																																							
	(1)管理者等のヒグマ対策支援 ●ヒグマ対策認証制度(仮)	情報収集、関係機関との調整・検討	→																																							

現 行	改正案	備考																																																										
<table border="1"> <tr> <td>市街地ゾーン</td> <td>人間の安全を最優先とし、ヒグマの侵入・定着を許容しない地域 ●市街地や住宅街 ●森林がない区(北区・東区等)は住宅密集地でない地区も含めた全域 ●市街地を流れる河川や緑地部分</td> </tr> <tr> <td>市街地周辺ゾーン</td> <td>ヒグマの侵入を抑制し、定着を防止する地域 ●農地、一部の公園、集落(※)など ※人が生活するエリアでのヒグマ対応は「市街地ゾーン」に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>都市近郊林ゾーン</td> <td>ヒグマの定着を抑制する地域 ●市街地ゾーンに接している森林地域</td> </tr> <tr> <td>森林ゾーン</td> <td>ヒグマの生息を担保する地域(ヒグマの生息域) ●都市近郊林ゾーンより奥の森林</td> </tr> </table>	市街地ゾーン	人間の安全を最優先とし、ヒグマの侵入・定着を許容しない地域 ●市街地や住宅街 ●森林がない区(北区・東区等)は住宅密集地でない地区も含めた全域 ●市街地を流れる河川や緑地部分	市街地周辺ゾーン	ヒグマの侵入を抑制し、定着を防止する地域 ●農地、一部の公園、集落(※)など ※人が生活するエリアでのヒグマ対応は「市街地ゾーン」に準ずる。	都市近郊林ゾーン	ヒグマの定着を抑制する地域 ●市街地ゾーンに接している森林地域	森林ゾーン	ヒグマの生息を担保する地域(ヒグマの生息域) ●都市近郊林ゾーンより奥の森林	<table border="1"> <tr> <td>市街地ゾーン</td> <td>人間の安全を最優先とし、ヒグマの侵入・定着を許容できない地域 ●市街地や住宅街 ●森林がない区(北区・東区等)は住宅密集地でない地区も含めた全域 ●市街地を流れる河川や緑地部分</td> </tr> <tr> <td>準市街地ゾーン</td> <td>ヒグマの侵入・定着を許容せず、並行して防除を徹底する地域 ●農地、一部の公園、集落(※)など ※人が生活するエリアでのヒグマ対応は「市街地ゾーン」に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>都市近郊林ゾーン</td> <td>ヒグマの定着を抑制する地域 ●市街地ゾーンに接している森林地域</td> </tr> <tr> <td>森林ゾーン</td> <td>ヒグマの生息を担保する地域(ヒグマの生息域) ●都市近郊林ゾーンより奥の森林</td> </tr> </table>	市街地ゾーン	人間の安全を最優先とし、ヒグマの侵入・定着を許容できない地域 ●市街地や住宅街 ●森林がない区(北区・東区等)は住宅密集地でない地区も含めた全域 ●市街地を流れる河川や緑地部分	準市街地ゾーン	ヒグマの侵入・定着を許容せず、並行して防除を徹底する地域 ●農地、一部の公園、集落(※)など ※人が生活するエリアでのヒグマ対応は「市街地ゾーン」に準ずる。	都市近郊林ゾーン	ヒグマの定着を抑制する地域 ●市街地ゾーンに接している森林地域	森林ゾーン	ヒグマの生息を担保する地域(ヒグマの生息域) ●都市近郊林ゾーンより奥の森林																																											
市街地ゾーン	人間の安全を最優先とし、ヒグマの侵入・定着を許容しない地域 ●市街地や住宅街 ●森林がない区(北区・東区等)は住宅密集地でない地区も含めた全域 ●市街地を流れる河川や緑地部分																																																											
市街地周辺ゾーン	ヒグマの侵入を抑制し、定着を防止する地域 ●農地、一部の公園、集落(※)など ※人が生活するエリアでのヒグマ対応は「市街地ゾーン」に準ずる。																																																											
都市近郊林ゾーン	ヒグマの定着を抑制する地域 ●市街地ゾーンに接している森林地域																																																											
森林ゾーン	ヒグマの生息を担保する地域(ヒグマの生息域) ●都市近郊林ゾーンより奥の森林																																																											
市街地ゾーン	人間の安全を最優先とし、ヒグマの侵入・定着を許容できない地域 ●市街地や住宅街 ●森林がない区(北区・東区等)は住宅密集地でない地区も含めた全域 ●市街地を流れる河川や緑地部分																																																											
準市街地ゾーン	ヒグマの侵入・定着を許容せず、並行して防除を徹底する地域 ●農地、一部の公園、集落(※)など ※人が生活するエリアでのヒグマ対応は「市街地ゾーン」に準ずる。																																																											
都市近郊林ゾーン	ヒグマの定着を抑制する地域 ●市街地ゾーンに接している森林地域																																																											
森林ゾーン	ヒグマの生息を担保する地域(ヒグマの生息域) ●都市近郊林ゾーンより奥の森林																																																											
<p>[STEP1]有害性判断表 (略)</p>	<p>[STEP1]有害性判断表 (現行のとおり)</p>																																																											
<p>[STEP2]基本対応方針表 ①ヒグマへの対応</p>	<p>[STEP2]基本対応方針表 ヒグマへの対応</p>																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ゾーン</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地ゾーン</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> </tr> <tr> <td>市街地周辺ゾーン</td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> </tr> <tr> <td>都市近郊林ゾーン</td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> </tr> <tr> <td>森林ゾーン</td> <td></td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン	レベル				I	II	III	IV	市街地ゾーン	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)	市街地周辺ゾーン	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	都市近郊林ゾーン	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	森林ゾーン		● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ゾーン</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地ゾーン</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> </tr> <tr> <td>準市街地ゾーン</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> </tr> <tr> <td>都市近郊林ゾーン</td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除) ● 防除対策</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> </tr> <tr> <td>森林ゾーン</td> <td></td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)</td> <td>● 捕獲(駆除)</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン	レベル				I	II	III	IV	市街地ゾーン	● 捕獲(駆除) ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)	準市街地ゾーン	● 捕獲(駆除) ● 防除対策	● 捕獲(駆除) ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)	都市近郊林ゾーン	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除) ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	森林ゾーン		● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)	
ゾーン		レベル																																																										
	I	II	III	IV																																																								
市街地ゾーン	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)																																																								
市街地周辺ゾーン	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除)																																																								
都市近郊林ゾーン	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除) ● 追払い・見回り ● 防除対策	● 捕獲(駆除)																																																								
森林ゾーン		● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)																																																								
ゾーン	レベル																																																											
	I	II	III	IV																																																								
市街地ゾーン	● 捕獲(駆除) ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)																																																								
準市街地ゾーン	● 捕獲(駆除) ● 防除対策	● 捕獲(駆除) ● 防除対策	● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)																																																								
都市近郊林ゾーン	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除) ● 防除対策	● 捕獲(駆除)																																																								
森林ゾーン		● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 防除対策 ● 追払い・見回り ● 捕獲(駆除)	● 捕獲(駆除)																																																								
<p>【注意事項】 (1)出没したヒグマのレベルと出没したゾーンを本表に当てはめ、該当する内容について上にある項目から実施可能か検討する。 (2)防除対策とは、誘引物の除去、電気柵の設置、草刈りの実施等を指す。 (3)現地調査は原則、「市街地ゾーン」と「市街地周辺ゾーン」において実施し、「都市近郊林ゾーン」と「森林ゾーン」では必要に応じて実施する。 (4)ここに掲げる方針は原則的なものであり、出没状況によってはこの限りではない。</p>	<p>【注意事項】 (1)出没したヒグマのレベルと出没したゾーンを本表に当てはめ、該当する内容について上にある項目から実施可能か検討する。 (2)「防除対策」は、誘引物除去、電気柵の設置、草刈りの実施等を指す。 (3)現地調査は原則、市街地ゾーンと準市街地ゾーンにおいて実施し、都市近郊林ゾーンと森林ゾーンでは必要に応じて実施する。 (4)ここに掲げる方針は原則的なものであり、出没状況によってはこの限りではない。</p>																																																											

現 行		改正案				備考
②地域への対応		②地域への対応				
ゾーン	レベル					
	I	II	III	IV		
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起(回覧等) ●外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起(回覧等) ●外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●外出自粛要請 ●注意喚起(回覧等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●外出自粛要請 ●注意喚起(回覧等) 		
市街地周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起等 ●電気柵等緊急設置 ●外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起(回覧等) ●電気柵等緊急設置 ●外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起(回覧等) ●電気柵等緊急設置 ●外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●外出自粛要請 ●注意喚起(回覧等) 		
都市近郊林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起等 ●電気柵等緊急設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起(回覧等) ●登山道等の閉鎖 ●外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起(回覧等) ●登山道等の閉鎖 ●外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●登山道等の閉鎖 ●注意喚起(回覧等) 		
森林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起等 	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起等 ●登山道等の閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ●注意喚起等 ●登山道等の閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ●登山道等の閉鎖 ●注意喚起等 		
【注意事項】 (1)出没したヒグマのレベルと出没したゾーンを本表に当てはめ、該当する内容について上にある項目から実施可能か検討する。 (2)電気柵等緊急設置は、必要と認める場合に札幌市が臨時的に行うものである。 (3)ここに掲げる方針は原則的なものであり、出没状況によってはこの限りではない。		【注意事項】 (1)出没したヒグマのレベルと出没したゾーンを本表に当てはめ、該当する内容について上にある項目から実施可能か検討する。 (2)電気柵等緊急設置は、必要と認める場合に札幌市が臨時的に行うものである。 (3)ここに掲げる方針は原則的なものであり、出没状況によってはこの限りではない。				